

## 平成27年旭市議会第1回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第4号）

平成27年3月9日（月曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 林 晴 道   | 2 番  | 高 橋 秀 典 |
| 3 番  | 米 本 弥一郎 | 4 番  | 有 田 恵 子 |
| 5 番  | 宮 内 保   | 6 番  | 磯 本 繁   |
| 7 番  | 飯 嶋 正 利 | 8 番  | 宮 澤 芳 雄 |
| 9 番  | 太 田 將 範 | 10 番 | 伊 藤 保   |
| 11 番 | 島 田 和 雄 | 12 番 | 平 野 忠 作 |
| 13 番 | 伊 藤 房 代 | 14 番 | 林 七 巳   |
| 15 番 | 向 後 悦 世 | 16 番 | 景 山 岩三郎 |
| 17 番 | 滑 川 公 英 | 18 番 | 木 内 欽 市 |
| 19 番 | 佐久間 茂 樹 | 20 番 | 林 俊 介   |
| 21 番 | 高 橋 利 彦 | 22 番 | 林 正一郎   |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|        |         |                 |         |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 市 長    | 明智 忠 直  | 副 市 長           | 加 瀬 寿 一 |
| 教 育 長  | 多 田 哲 雄 | 病 院 事 業 者 改 革 長 | 吉 田 象 二 |
| 秘書広報課長 | 飯 島 茂   | 推 進 課           | 加 瀬 正 彦 |

|          |      |         |       |
|----------|------|---------|-------|
| 総務課長     | 堀江通洋 | 企画政策課長  | 伊藤浩   |
| 財政課長     | 林清明  | 税務課長    | 佐藤一則  |
| 市民生活課長   | 伊藤正男 | 環境課長    | 浪川昭   |
| 保険年金課長   | 渡邊満  | 健康管理課長  | 野口國男  |
| 社会福祉課長   | 加瀬恭史 | 子育て支援課長 | 山口訓子  |
| 高齢者福祉課長  | 石毛健一 | 商工観光課長  | 堀江隆夫  |
| 農水産課長    | 高木寛幸 | 建設課長    | 大久保孝治 |
| 都市整備課長   | 林利夫  | 下水道課長   | 石毛隆   |
| 会計管理者    | 赤松正  | 消防長     | 佐藤清和  |
| 水道課長     | 鈴木邦博 | 病院事務部長  | 飯塚正志  |
| 病院経理課長   | 土師学  | 庶務課長    | 横山秀喜  |
| 学校教育課長   | 石見孝男 | 生涯学習課長  | 佐久間隆  |
| 体育振興課長   | 石嶋幸衛 | 監査委員局長  | 田杭平三  |
| 農業委員会事務局 | 岩井正和 |         |       |

---

#### 事務局職員出席者

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 伊藤恒男 | 事務局次長 | 高安一範 |
|------|------|-------|------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 有 田 恵 子

○議長（景山岩三郎） 通告順により、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員番号4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問、六つの項目、11点についてお聞きしたいと思います。

大きな一つ目として、いいおか荘貸し付けについてでございます。

二つのことをお聞きいたします。

一つは、貸付先募集要項の中で応募提出書類についてでございます。

資力及び信用があることを証する書面、残高証明書、融資証明等が提出書類となっております。過去3回の公募におきまして、第1回目の事業者からはこの融資証明書は提出されております。第2回目、第3回目の事業者からは提出されておられません。この点について整合性、一貫性に欠けているように思えます。これについて説明していただきたいと思います。これが1点目。

二つ目の質問、応募に当たっての条件についてでございます。

無償貸し付けに対して、改修・改善費は、今回決定した修繕費は借り主の負担であると決

まっております。今回決定しました貸付先事業者の提出されました改修費計画書の中には浄化槽の項目が抜けております。公募における各第1回、第2回目でも、事業者からはこの浄化槽の改善計画書はきちっと提出されております。見落とされていることが理解できません。この浄化槽の費用が最も高額ということになっております。その点を説明していただきたいと思います。

大きな項目の二つ目、道の駅についてでございます。

今回の質問は前回と同様に、赤字になった場合の責任は誰がとるのかということでございますが、赤字になる対象となるのは、道の駅の建物内外での営利を目的とした事業のことで限定させていただきます。第三セクターでありましても、経営主体は株式会社ということですから。市の直営ではございません。通常、株式会社が赤字が出た場合、打つ手は三つございます。銀行へ融資を申し込むこと、それが駄目で断られたら、経営者自らの資産売却、預金引き出し、そのことで赤字を補填する。それが不可能となった場合、会社を潰すか、エム・アンド・エーに引き受けてもらうかというような話になります。これらのことは経営者の責任で決めなければなりません。理事会とかそういうのも関与はいたしますけれども、赤字になった場合の責任はどのようにしてとられますかということをお聞きしたいと思います。

二つ目の道の駅の質問は、直営バイキングレストランについてであります。

やってはいけないとか、やるべきではないとか言う権利は私にはございません。しかしながら、市の担当部署である企画課の方々が、例えばバイキングレストラン、これは何でもいい、パン工場でも何でもいいんですけれども、例えばバイキングレストラン一つとっても、自分たちが考え出した案であるかどうかお聞きしたいと思います。高いお金を払ってコンサルタント会社に一任してしまっているだけではないでしょうか、その辺を伺いたい。

地方・地域のことは住民が一番よく知っております。コンサルタントというのは、フォーマット・マトリックスは完備しております。しかしながら、中身はそのフォーマットを使って自分たちで考えるべきだと思います。

そこで、質問です。

どのような経緯でバイキングレストランを決めたかお聞きしたいと思います。

大きな項目の三つ目、水道事業についてでございます。

今回の質問は1点だけです。上水道の高料金対策についてでございます。

この問題は過去何回も、何人からも質問に取り上げられております。けれども、一向にこの高料金は改定されないまま推移しております。

水道事業というのは、国からの交付金・補助金は当てにできないものなののでしょうか。合併もしております、旭市は。いろんな意味で有利に資金は引っ張ってこられるというようなことになっておりますから、整備事業を当てにするということではできないのでしょうか。

千葉県習志野市における20リッターの水、2,581円です。旭市、同じ20リッター、5,184円、ちょうど倍なんですね。人並みの料金に改定していただけないものなのでしょうか。よろしくご説明いただきます。

大きな項目の四つ目、袋公園用地売買契約についてです。この件につきましては、私だけで5回目の質問となります。

1点だけ担当課にお聞きしたいと思います。

旭市と地権者との売買契約日は平成21年5月15日金曜日、その3日前、5月12日火曜日に、地権者自らが来庁されて市と契約を交わしたと担当課が説明されています。これは何回もです。定例議会でも事前審査会でも聞いております。

しかしながら、地権者、夫婦そろって、契約書に直筆でサインもしていなければ、5月12日あるいは5月15日も来庁されておられません。委任状も、この契約については担当課長はいただいていませんと言いつけております。一体、市は誰と、いつ、どのようにして袋公園用地売買契約を結んだのでしょうか、お答えください。

次、いきます。

五つ目、大きな項目、旭中央病院についてでございます。

何年も前から中央病院の地方独立行政法人化については、検討会議において内部・外部、講師を呼びながら会議が開かれてきております。にもかかわらず、私自身も会議に出ておまして分かることは、執行部、議会側両方に独法化のその理解が浸透されていないということに気がつきます。その理由は、説明する側がよく理解できていないのではないかと考える次第です。事前説明会でも担当課の方々に申し上げたことは、よく理解している方がよく勉強して説明してくださいよと再三申し上げます。

独法化のメリット・デメリットについて、よろしくご説明お願いします。これ1点目。

次、2点目でございます。

現在、経営形態としてとっているのは、地方公営企業法全部適用でございます、ご存じのように。このままの公営企業全部適用であろうが、これを続けようが、独法に変えようが同じことがあります。それは、赤字になった場合は市が負担するという点ということでございます。なぜ、これだけ何年も前から勉強会開いて、定款書まで作り始めて、そこまで行って

いる問題であるのに、皆さんが力が入らないのかという問題ですね。

1 点目に申し上げたメリット・デメリット、ここのところの何がメリットがあるのか、優先順位は一体何なのかというところをきちっと説明するだけでいいわけですね。そのメリットが多くあれば、赤字は一緒であれば、メリットの多いほうをとればいいわけですね、という話で終わるはずなんですね。

私の今回の質問は、全適用ではなく独法化になった場合の責任の、赤字になった場合の責任はどういうふうにしてとるんですかと、誰がどういうふうにしてとるんですかということをお伺いしたいということです。

最後の6 項目、三川蛇園線整備事業についてでございます。これは三つでございます。

一つ目、費用対効果についてであります。事前の説明会で、数値は必ず出していただくよう計算しておいてくださいよと申し上げております。よろしくお願いいたします。

二つ目、当該道路に対する旭市の優先順位についてお伺いしたい。つまり、一番緊急を要する緊迫的な道路なのかどうかということですね、これが二つ目の質問。

三つ目、国の社会資本整備事業及び合併特例債を使うわけでございます。そのようなすごい大きな財源を使ったものでございますから、申請書、もちろん国から出るんですけども、申請の受け付けは県でございます。その県に対しての申請書の中の申請内容についてお伺いします。どういったことを書かれたのか。交通渋滞解消できるとか、このバイパスを造ることによって時間が短縮されるとか、周りの環境が抜群によくなるとかというようなことが書かれるはずなんですね。目的、内容、どのように記入されたか伺いたい。

以上、1 回目の質問、6 項目11点、説明いたしました。

2 回目の質問以降は自席でさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の1 番、いいおか荘の貸し付けにつきましてご回答させていただきます。

このいいおか荘の貸し付けにつきましては、ご承知のように、先の全員協議会あるいは臨時議会で説明をしてございますけれども、ちょっと重複するかと思いますけれども、説明をさせていただきます。

議員のほうからの1 回目、2 回目、3 回目、特に1 回目から2 回目、募集要項についての

整合性あるいは一貫性がないんじゃないかというご質問をいただきました。

第1回目のとき、これは23年にやったと思いますけれども、この募集の中では、融資予定証明書（借入金がある場合）、そういうことで募集をした際にお願いをしたかと思います。

私は、24年に来まして、再度2回目の公募あるいは3回目の公募をするに当たりまして、ちょっとこの表現が、借入金がある場合ということで、借入金がなければ構わないわけでございます。なければ、私、個人的には残高証明書をぜひいただきたいなど、そんな思いがありまして、2回目の公募からは議員から言われましたように、資力及び信用があることを証する書面（残高証明書あるいは融資証明書等）ということで、これにお願いをしたわけでございます。

そんなことで、より詳しく2回目からは書かせていただいたということで、私は整合性あるいは一貫性を持って1回目、2回目、3回目は実施したというふうに理解をしてございます。より分かりやすく表示をしたということでご理解いただきたいと思います。

あと、2番目のいいおか荘の浄化槽、これが改修費がそれぞれ盛られていないということで、我々も当初、1回目のときは、担当の職員に聞きますと、浄化槽が相当やられているということで、そういう判断をして現場も確認したと。いざ、2回目の公募に当たりまして詳しく中をやってみますと、浄化槽については、中を清掃することによってそのまま浄化槽は使えると、そういう判断もいたしました。

現に、現在、いいおか荘の浄化槽につきましては、防災資料館のトイレ、それと市営プールのトイレ、これを接続させてありまして、今、浄化槽は使っております。そういうようなことで、1回目は浄化槽はちょっと使えないという判断でありましたけれども、2回目以降につきましては、浄化槽は現浄化槽で使える、そういう判断で計画の中には盛り込んでいない、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、私のほうから大きな2番目の、道の駅季楽里あさひについての（1）赤字になった場合の責任は誰がとるのかということと、2番目の直営バイキングレストランについて、どのようにそのバイキングの選定を決めたのか、自分たちで考えたのかということ、それから5番目の旭中央病院についての独法化のメリット・デメリットについてということのお答えをさせていただきます。

まず、道の駅あさひの赤字になった場合の責任はということのご質問です。道の駅の経営につきましては、平成27年4月をめどに設置される第三セクター、株式会社季楽里あさひが

行います。収支計画につきましては、旭市道の駅第三セクター設立計画において5か年の運営計画を立てておりまして、将来の社会変化や今後競合する可能性の高い企業等の出店やリニューアルを勘案し、営業期間が6か月となる開業初年度以外は赤字は想定しておりません。

経営の責任についてであります、第三セクターが負うことになりませんが、会社法上では株式会社の出資者は有限責任となり、出資額を限度としての責任を負うということになります。

次に、バイキングレストランについてどのように決めたかということのご回答を申し上げます。

旭市の特徴は、何でもそろそろ食の産地だ、これを売りに、季節の地元食材をふんだんに使った自然食バイキングを、道の駅の一番の特徴として展開していきたいということの考えであります。

バイキングレストランを採用した経過につきましては、平成24年度及び平成25年度の道の駅の準備委員会で、直営のバイキング方式と単品飲食店によるフードコート方式の比較検討を行いまして、道の駅に導入する業態は、人件費を低く抑えられる、それから接客サービスに頼らない方式が成功する可能性が高いと結論付けをいたしまして、さらに直売所で展示販売する旭市の豊富な食材の活用と、旭市道の駅のモットーである地産地消の推進を図るため、第三セクターによる直営方式「自然食バイキングレストラン」を採用することといたしました。

続きまして、独法化のメリット・デメリットということでご回答させていただきます。

独法化のメリット・デメリットにつきましては、独法化が病院事業の目的ではなく、あくまでも経営手段の一つでありまして、メリットといたしましては、まず公設公営の病院の経営形態の中では最も迅速な判断と柔軟な事業運営ができることであります。

近年、高齢化社会の進行に伴う事業費の増加を抑制するため、国は次々に新しい医療政策を打ち出しておりますので、その政策に速やかに対応するためには迅速な経営判断が必要なほか、予算執行につきましても単年度予算にとらわれない柔軟な事業執行を行えることはメリットであります。

このことによりまして医師の勤務・給与条件が柔軟に設定できるもので、医師の採用がしやすくなり、医療の充実、患者の満足度の向上につながります。そのほか、医師以外の職員にも柔軟な雇用契約形態を設定できるので、雇用の弾力性を高めることや、人事評価や業績

連動賞与など、努力が報われる給与制度の運用が可能となるなど、さまざまなメリットがあります。

次に、独法化に伴うデメリットについてであります。これまでの議論の中では、政策医療などの不採算医療が切り捨てられるのではないかと不安が一つあります。それから、公務員でなくなることへの職員の不安、それから独法への移行経費などが挙げられております。これらのうち、不採算部門の医療が切り捨てられるのではないかと不安につきましては、しっかりとした中期目標の設定とこれを達成するための中期計画の確実な進捗管理によりまして払拭していけると考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 3番目の、上水道の高料金対策について回答いたします。

まず、地方公営企業繰出金についてご説明いたします。

趣旨は、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について一般会計から繰り出すための経費でございます。

繰り出し基準につきましては、有収水量1立米当たりの資本費が164円以上、給水原価が260円以上という要件があり、平成24年度以降は要件を満たしておりませんので、繰り出しの対象とはなっておりません。

また、この制度とは別に千葉県独自の市町村水道総合対策事業補助金制度がありますが、こちらも平成24年度以降、該当しておりません。

それから、習志野市と旭市、2倍の開きがあるということで、どうにかならないかというお話があったんですけども、これは今、県のほうで自治体間の水道料金の格差解消を目的に、県内水道の統合・広域化というのを進めております。これは県が中心になっているんですけども、昨年、九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合していくというような協議に入っております。また、それとは別に、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市と君津広域水道企業団が、これは独自にやはり格差解消等を目的に、今協議を進めているところであります。それらの様子を見て、それは料金格差の解消ということで今進めていますので、その辺の動きを見ながら考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、4番目の袋公園用地売買契約についてお答えします。

この契約につきましては、前回の議会等何度もお答えしているとおり、地権者本人に来庁していただき、地権者本人から直接契約書に記名・押印していただいております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、独法に移行した結果、赤字になった場合の責任ということでなんですけれども、単年度における赤字の責任ということなんですけれども、独法化されると、3年から5年の中期目標、中期計画が議会の議決を経て定められ、その達成に向けて法人が取り組むことになります。

それで、経営内容については評価委員会で評価され、理事長の経営責任については評価委員会の評価を基に最終的に首長が判断することと私どもは認識しております。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、大きな6番目、三川蛇園線整備事業についてお答え申し上げます。

最初に、費用対効果でございます。

こちらにつきましては、昨年10月22日の議会全員協議会におきまして、トンネルの断面を縮小した概算工事費をJRより算出してもらったところ、約14億円との回答を得た旨を報告させていただきました。

この14億円という数字もまだ概算であること、またトンネル断面を縮小することに伴う交差点の再協議を調えた上でトンネル工事費の再積算となるため、ビー・バイ・シーの分母となるコスト分が算出できないことから、現時点での算出はできない状況でございます。

2番目でございます。

当該道路に対する旭市の優先順位について。

これにつきましては、新市建設計画で交流基盤が整備された魅力的なまちづくりの主要事業の中で、まず主要なアクセス道路の整備として旭中央病院へのアクセス道の整備、南北線及び東西線が記載されております、また、地域間連絡道路の整備として、旭市谷丁場遊正線の整備、道路新設事業、国道126号・海上町道0207号線等、11路線の道路整備事業、道路改良事業が記載されております。

この11路線のうち、旭中央病院へのアクセス道の整備、南北線及び東西線、旭市谷丁場遊正線の整備、道路新設事業、国道126号・海上町道0207号線、干潟町道1級5号線道路改良事業の5路線についてを優先し、社会資本整備総合交付金事業等を活用し事業着手しました。

また、この中の飯岡町忍坂横根線ほか3路線については、合併前からの継続事業として防衛省の補助金を受けながら整備しており、三川蛇園線整備事業が特出しているものではございません。

3番目の、国の社会資本整備事業及び合併特例債申請書の申請内容についてということでございます。

申請内容の趣旨につきましては、社会資本整備事業及び合併特例債も同様なものであり、概要としましては、本路線は、旭市の旧飯岡町と旧海上町を結ぶ連絡道路であり、旭市総合計画では産業振興や地域間交流の促進として位置付けされている。現況の道路は古くからの民家が隣接し、幅員が5メートル程度と狭く屈曲しているため、歩行者及び車両の交通に支障を来している。このため、歩行者及び車両の円滑な通行の確保及び幹線道路へのアクセス向上を図るために、本路線を整備するとしております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2回目の質問に入らせていただきます。

一つ目の、いいおか荘についてでございます。

事業者から提出される提出物、残高証明書、融資証明書、これが出ているところと出ていないところというような話で、整合性、一貫性がないのではないかという質問をさせていただきました。

1回目、出ているところを落選、2回目、出ていないところ、出なかったところは結局融資ができなくてというような話がございました。それで、3回目、過去はいつでもいいですけども、3回目、これの融資証明書が出ていないということの裏付け、それに匹敵するものが出ているかどうか、あるいはそういう証明がとれる審査員がいたかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、有田議員のほうからご質問いただきました、そのご回答の前に、誤解のないように、2回目の事業者の方は融資が受けられなかったから今回、旭市への申請を断念したと、そういうことは私は聞いておりません。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

今回、3回目の事業者の方、ちょっと名前は申し訳ありません、ある事業者ということで、

一つ目の事業者につきましては、具体的な数値を申し上げますと、改修見積費を約4億4,500万円見積もってございます。これに対します残高証明書、これは添付がされております。残高証明書で確認したということでご理解いただければと思います。

二つ目の会社につきましては、改修費用、いろんな経営の仕方も違いますけれども、改修費用につきましては1,500万円を見積もったと、これに対します残高証明書も添付をされています。これで、自己資金で改修をします、そういうことで我々は確認をさせていただきました。

三つ目の会社につきましては、改修費が約3,300万円、その後の運転資金としまして1,500万円、合わせまして4,800万円、これが再開に対しての予定している金額、そういうことで処理をいただいております。これにつきましては、全額借入金で実施をしたいと。これにつきましては、千葉県の中企業組合事業育成融資制度、そういう県の融資制度がございます。これで、もし仮にこの方が借りられたら、この融資制度の道は開けている、そういうようなことで確認をしてございます。

以上のような状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 二つ目の質問、浄化槽のことでございます。

今、お聞きしましたら、その最初に見積もった第1回目、第2回目の事業者によりますと、まず使えないという判断でございました。それは、プロの浄化槽専門家が来た判断でございますが、プールと今、復興センターございますね。そこのトイレは使えているということですね。本館の浄化槽はどうなっていますか、浄化槽が違うんですよ。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 本館のほうの浄化槽につきましても、2回目の公募をした際に、契約をしました事業者、契約後、細部にわたって調査をして、浄化槽は中を清掃すれば使えるという、そういう判断、直接、中を調べまして判断をしてございます。

それも我々確認しまして、ただ、浄化槽ですので、上の機械、それは交換しますけれども、浄化槽そのもの、一番大きなかかる浄化槽そのものは使えると。そういうことで、2回目の業者が専門業者を入れた中で確認をしてございます。そういうようなことで、今回の3回目は入れていないということでご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4 番（有田恵子） その点で、もう 1 点質問させていただきたいんですけども、今、ちらっとおっしゃったのは、浄化槽は洗えば使えるだろうというような話で、電気のところが駄目だというようなことですか。そこのところが高い、高くついてしまうんですね。

私の質問は、こういう詳しいことを聞いているわけではないんですよ。項目の中、改修計画書というページがありまして、そこの中に、浄化槽の項目と費用がないわけですね。今、おっしゃったことだったら、電気のところだけやり直せばいい、洗ったらいいという簡単なことなんです。これって1,000万円かかるんですよ。そんな簡単なものじゃないですよ。ほかの改修見積書は500万円から600万円あたりばかりがだっと並んでいて、これは今ちょっとおっしゃったようなことでも、多額の、500万円単位の金額がかかっちゃうというところがなぜ抜けているんですかということをお聞きしているんです。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） その500万円という金額がどこから出たか分かりませんが、我々はそんなにかからないというふうに私は確認してございます。

過去に、先ほど言いました既にもう使っているいいおか荘の防災資料館、それとプール、これにつきましてもそんなに浄化槽そのものにはかかっていないというところでご理解いただきたい。

そういう経過からしまして、地震のときに地下にある浄化槽がやられた、大金かかるというのはありましたけれども、中をいろいろ再調査してみると、中はそうはやられていないという、一番かかるところがやられていないということで、今回入った、契約しました事業者の方もそこは確認してございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4 番（有田恵子） ちょっとよく聞いてくださいね。

項目があって、たとえ1,000円でも、第1回目、第2回目に全部浄化槽を書いてあるんですよ。なぜ書いてあるかというのと、入れているかというのと、もともと募集要項にうたっているわけですよ、浄化槽、駄目になっていますよと。だから、それに対してどうかという、当たり前のことをやっているだけ。それが抜けて、1,000円でも1万円でも問題じゃないんですよ。項目が抜けていて、金額が1万円でもいいんですよ、別に、10万円でもいいですよ。なぜないんですかということをお聞きしているんです。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） あれだけの施設ですので、細かく全てここが壊れています、ここが、ここがということは、申し訳ございません、不可能だと思います。先般も、今やっています事業者の方、思わぬところで大きな工事出ましたと。何ですかと言いましたら、温泉をくみ上げるモーターが全てやられていましたということで、それはすぐ替えまして、先般は浴槽に黒い昔の温泉が張ってありました。

そういうようなことで、我々は細かく書いたつもりはなくて、大ざっぱに、全ていいおか荘については修繕は借り主の方でお願いをしたいと、そういうことで表現したつもりでございます。

○議長（景山岩三郎） 今の質問はこれで項目は終わり、はい。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） じゃ、これ言い出したら切りないですから、要は、私はけちつけているわけじゃないんですね。これ誤解しないでくださいね。

浄化槽、ちょっとでもおかしかったら本当にトイレ流れませんよ。これね、経験者でないと分からないということを申し上げたかった。気をつけて予算を組んでやらないと、本当に大変なことになりますよということを言いたかっただけでございます。いいおか荘の件については終わりです。

○議長（景山岩三郎） 次の質問に移ってください。

○4番（有田恵子） それでは、道の駅、2回目の質問に入らせていただきます。

今、担当課長からも説明がございましたね。第1回、初期の投資、これ資本金は幾らですか、4,400万円ぐらいですかね、第三セクターがやるということで。初期の赤字はまあ仕方ないだろうとかいうような話で、赤字というのは想定していないんだというようなことを今おっしゃった。赤字、想定しないといけないんです。これ、何回も私申し上げているんですけどもね。赤字は想定しないといけないんです。想定していなければいけないんです。想定しないといけないんです。

それに対してどう対策をとるかということを私はお聞きしているんです。経営というものを公務員の方はされたことがないからよく分からないでしょうけれども、分からないんだったら分からないで、分かっている人に聞くとか、そういう勉強をしないと何かしていただかないと、これ永久に想定していない、想定しない、こんなばかな話通りませんよ。想定しないといけないんです。想定して赤字が出るものとして、どうするかということも手を打って

おかないといけないんです。

それで、第三セクターが責任を負う、出資額の範囲内で責任を負う、出資額の範囲内で、出資額4,400万円、それがどぶに捨てられて、じゃ次の4,400万円以上のところは誰が出すんですか、お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、出資額以上に悪化した場合ということですが、総務省の第三セクター等健全化に関するその指針があります。

ここでは、地方公共団体から独立した事業主体で、公共性、公益性の高い事業を行う法人であり、その経営は原則として第三セクターの自助努力により行われるべきであるが、性質上、当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でないケースについては、地方公共団体が公的資金を行うこともやむを得ないものと明示されております。

このことは前回もお話ししたんですが、例えば今回の道の駅については、公共性のある施設の部門があります。ここの情報発信館とか、それから24時間トイレ等の維持管理がありますので、その辺については公的資金の投入ではなくて、やはりこちらから支出をすべきであろうということも国のほうの健全化に関する指針の中にあります。

いずれにしても、第三セクターは経営悪化にならないようにその経営健全化に取り組んでいただき、仮に経営が悪くなったとしても、すぐに財政支援を行うことなく、まず経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組んでいただきたいというように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 冒頭で私が説明したこと聞いておられますか。思い出してください。

道の駅の建物は7億円かけて建てるわけです。その道の駅の建物の内外、主に中ですね、外、出したりしますけれども、での営利を目的とした事業のことでの赤字になった場合の責任は。

今、おっしゃったのは、ここは頭をすっきりさせてくださいね、公共性と営利とごちゃごちゃにしているんじゃないですか。違うんですよ。例えば、あの広い中の外のトイレ、駐車場、これは市の持ち分ですよ、建てていますよね、整備した。私が今申し上げているのはそうじゃない。事業の中の、例えば野菜を売る、何売るのそういうところがほとんど99.9%

お金がかかる、稼ぐところですね、そこが赤字になったらどうするんですかと。ちょっと区分してくださいね、ちゃんと。それに対して答えていただきたいということでございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 現段階では、やはり私どもは、売上げに対する15%だったり20%、それから25%というその手数料において経営をします。ですから、購入をして販売、売れ残りが残るといようなことがありませんので、今、経営上の中では赤字というのは本当に想定できない。それから、近隣の先進地を見ても、やはり順調に利益は出しております。ですから、赤字にならないということで進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 想定、永久にしないんですか、それよりも。普通、株式会社が、例えば同じことを道の駅をするとしますよね、本来の地方公共団体がやる第三セクターじゃなくて、本来の株式会社がですよ、町の株式会社が道の駅をやるとします。そうすると、7億円の建物から建てないといけないんですよ、7億円かかっちゃうんです、銀行融資して。

そうすると、何回も前も申し上げた、これインセンティブが違うんですよ。7億円は市からもらっている、ただでもらっている、ただで使わせてもらっているような話、まあ家賃払って委託して相殺するとは思いますがね。この苦労がもともとない中で、7億円の苦労がないんですよ、ここが全然違うんですよ。ここ、よく聞いてくださいね。

7億円は私が借金をして道の駅をやったとしたら、7億円は一生払えないですよ。この借金を返すために働くというようになってしまうんですよ。それがぽんとなないわけですよ。そうすると、働くインセンティブ、稼ごうというインセンティブはどんと落ちてしまうんですよ、ここが問題だということを言っているんです。

そうすると、結果的に赤字になってしまうという、赤字に導かれてしまうということなんです。これ、誰が悪いとか悪くないというんじゃないんですよ。頑張るインセンティブそのものが欠如した状態からスタートしてしまうから怖いということを私は申し上げているわけですよ。

だから、赤字を想定していないのではなくて、想定しなければいけないんですよ、ここは。絶対しなければいけないんですよ。我々の、民間業者の経営者、株式会社をする以上になければいけないということを申し上げたいんですよ。

それと、もうついでにちょっとバイキングの話しますね。

バイキングをやると……、ああ、いいですか、それは後で。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) ああ、そういうことで……。

それに対してお答えください、今の話。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(伊藤 浩) 経営の中で、運営で赤字を出さないということの努力をしていただけるような市を、責任を持って指導監督をまいります。

以上です。

○議長(景山岩三郎) 有田議員、あと12分です。

(発言する人あり)

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員に申し上げます。

残りの質問時間はあと12分です。お願いいたします。

有田恵子議員。

○4番(有田恵子) ちょっとバイキングのところで……。

人件費節約、接客しなくていい、とんでもない話です。バイキングのシェフというのは、普通のあれよりも5倍ぐらいいりますよ、そこの人件費高いですよということです。

道の駅はこれで終わります。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) 水道事業について。

これ、何とか努力してやっていただきたいと、水道の料金、下げてくださいね。

それだけお願いして、終わります。

○議長(景山岩三郎) いいですか。

○4番(有田恵子) はい。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) 四つ目、袋公園用地売買契約、同じ回答が来ました。これは間違っています。次回の定例議会でも申し上げます。確認をとってください。

公園用地売買、これも終わります。

○議長(景山岩三郎) 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 何度も同じ質問をされても、同じ回答です。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2回目の質問、旭中央病院です。

旭中央病院の方に本当はお聞きしたかったんですけども、企画課の方が代行して説明していただきましたが、お聞きしていますと、もうほとんどメリットですよ、これ。デメリット1点だけでございましたね。不採算医療は切り捨てられるんじゃないかとかいうようなこと、これは切り捨てたらいけないという条例、規則があったような気がしますね。これは、その法的なところでとめられる問題であると思いますよ。

そうすると、先ほどメリットをたくさんおっしゃった。もっとありますよ。大事なところ、ぼんと抜けてますよ、大事な、もっといい。

このメリットのほうが多くて、冒頭で申し上げましたように、例えば赤字、交付金21億円、毎年市が裁量で渡しているということでございますが、それが永久に一緒であれば、このメリット多いほうは採用したほうがいいんじゃないでしょうか。この辺を旭中央病院、どなたでもいいですからお答えいただけますか。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、有田議員のほうから、デメリットが少なくてもメリットが大きくて、交付金、いわゆる国から措置されている交付税措置が引き継ぎされるなら、よほどそちらのほうがいいんじゃないかというお話ですけども、交付税措置につきましては、独立行政法人になりまして、一応必要な経費についてはいわゆる設立団体が見ることになっておりますので、病院としては経営的にはメリットが多いほうがいいのではないかと考えておりますので、まだそれは今いろいろご審議いただいているわけでございますけれども、独法化になったほうが、経営的には今よりは多少なりともよくなるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 前回、全員協議会のときでしたか、今度は事業管理者の方にお聞きしたいんですけども、独法になったほう、移行したほうが、世の中の病院を見ていると、黒字化しているところが多いということもメリットかなというようなご説明を聞いたことがある

んですけれども、まあそれは聞いただけなんですけれども、その根拠とかいう、数値とかもし、数値は今出せないですか、ありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうから、その数字の話でございますけれども、ちょっと出典がはっきり、手持ちの資料であれなんですけれども、黒字化病院の比較で、平成25年度独法化になって、全部で58病院のうち17病院が、独法化の前とそれから25年の比較ですね、17病院が赤字のまま、それから20病院がもともと黒字、21病院が黒字になっているということで、36%の病院が黒字になっていると。それから、独法化経常収支比率が、同じように58の病院の中で、ちょっとこれが、すみません、手持ちの資料だけですけれども、74%の病院、43病院で経常収支比率が上がっているというふうなデータを一応持っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そうすると、これ、パーセントでいうと、独法化に移行したほうが黒字化されているということの数値、証拠があるということですね。これ、独法化を推進している人間ではないんですよ、別に。これは客観的証拠を挙げていただきたいということが目的でありましてね、その辺をきちっとした数値を挙げていただいたら、物すごく皆さんが理解できるのではないかと思います。

以上です。

この病院の質問は終わります。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最後の8分しかない中で、三川蛇園線整備事業。

内容ですね、社会資本整備事業とか合併特例債とか、大きなお金を25億5,000万円ですか、25億円もあの道路につぎ込むというような話なんですけれども、町を車で走っていると、本当に道路というのは危険きわまるような道路、整備されていませんね、いっぱい、百何か所とかいう話なんですけれども。

そういうところをやっていただきたいなというようなことも、プライオリティーの問題です、優先順位、一番大事なところは何かということをもまず考えていただきながら、お金の配分を、これは私は載せてないんですけれども、行政改革課の方とも相まって、道路整備課、建設課、やっていただきたいなと思うわけですね。住民が、何が何でも押しかけて造ってもら

いたいといった道路ではないわけですね、三川蛇園線。もう議会は通り、何は通り、全部通ったかもしれませんが、今も着工中でも、やってしまうならもう早くやれよというような話になるんでしょうけれども、このプライオリティーの問題、お金の配分の問題、事業を起こさなければ国からお金は来ないんだ、これは原理原則でございますが、その使われ方というのを、もっと優先順位、困っているところ、もっと本当に必要なところ、経済活性化できるところをもうちょっと考えていただいてお金を配分していただきたい。

25.5億円、そんな費用、費用対効果、これ3回目ですよ、費用対効果を出してくださいと言って、トンネルが17億円から14億円に下がった、3億円下がっただけです。ないんですよ、これ、1切っているんですよ、私が計算すれば。その計算方法の土台は、私いただいている、建設課からいただいた中での数値を使いながら私は計算した。それを言えないこと自体が、いいことだったら堂々と言えればいいんじゃないですか。言えないということ自体が、この事業、1切ったような事業、かけただけの費用が全然効果なし。むしろ、ホタルの里潰しています。これは、こういう事実、お金かけてもう終わってしまっているんですけども、今後こういう道路建設、やらないとかいう話ですけども、やらないのが正解です。

大きなお金を使う場合、もうちょっと考えていただきたいと、これ行政改革課、今回入っていませんけれども、お願いしたいということで、私の答弁終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 答弁やるんですか。

○4番（有田恵子） 答弁じゃなくて、反対です、質問。

○議長（景山岩三郎） 質問終わりね。

○4番（有田恵子） ええ、最後。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） まさに地域の活性化を目的として整備している路線でございます。

それと、費用対効果につきましては、これはもう何度もお答えを申し上げております。単純に分母の数字を入れ替えて計算できるものではございません。路線等の形態を変えるということですので、単純に申し上げれば、交通量調査の交通量の推測、そちらのようなものが再度必要になってまいりますので、これは簡単に数字をはじき出せるものではございません。以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○市長（明智忠直） 飯岡海上連絡道のことでありますけれども、これは先ほども担当課長か

ら答弁がありましたように、新市建設計画から総合計画、基本計画へと移行しながら、議会にも説明をして、総合計画はその当時は議会の承認がいるわけでありました。基本計画ですか、基本計画は議会も承認をいただきながら、そういった計画をしっかりと住民にも説明しながらやってきたところでありまして、最大の連絡道路として、旭市が合併した中で最優先順位として位置付けておりました。その中でずっと今、計画を進めてきて、社会資本総合交付金事業、あるいはまた合併特例債事業として採択をさせていただいているわけありますので、この道路をぜひ早期に完成したいという思いでありますので、議員の皆さん方にもぜひご協力、ご支援をいただきますようよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最優先の一番大事なところだというのであれば、費用対効果出してください。数値が命です。これは当たり前の話しているんですよ。数値も出せないというのは、今、市長がおっしゃったそれを証明する、それはそれでいいと思いますよ、それを証明するのは数値しかないんじゃないですか。

次回、もう1回質問します。数値出してください。

これで本当に終わります。ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（景山岩三郎） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（7番 飯嶋正利 登壇）

○7番（飯嶋正利） 議席ナンバー7番、飯嶋正利です。

平成27年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

あの未曾有の震災より丸4年がたとうとしております。

震災直後、市長の震災以上の旭市を目指すという言葉に胸に、この4年間一生懸命市のほうは頑張ってきたと思います。

昨日も海岸沿いの避難訓練、また減災林の植樹等、ソフトとハードを併せた事業により震災に強い旭市を目指すというところで頑張っていたきたい、このように考えております。

それでは、一般質問に入ります。

今回、大きく3項目9点の質問をさせていただきます。

1点目、都市計画について。

都市計画については、私も議員5年目といたしまして、毎年1年に1度質問させていただいております。

その(1)点目、旭市新市建設計画においては、新市の均衡あるまちづくり等を進めるため、新市において新たな都市計画を定め、市民生活に身近な上下水道、公園などを計画的に整備するとあります。その見直し、進捗状況についてお伺いいたします。

(2)点目、下水道事業について。

この下水道事業につきましては、現在、特別会計になっておりますが、私、議員になってからこの質問をするたびに、旭市には下水道があるというふうな話をよくされております。この都市計画と下水道の関係についてお伺いしたいと思います。現在の状況と起債残高等をお知らせいただきたい、そのように考えております。

(3)点目、今後の都市計画事業についてということで、今後の都市計画事業の計画についてお伺いいたします。

(4)点目、都市計画税についてということで、これもお伺いしたいと思います。

大きな2番目、防災についてということで、震災後の防災事業について。

震災後、旭市では避難タワー4基、また防潮堤のかさ上げ、減災林等の整備をしてまいりました。そういったものの検証をしていただきたいというふうに思っております。

(2)今後の事業予定についてということで、今年度事業の当初予算におきまして、市長のほうより築山等の整備というようなお話も出ております。今後の事業についてお伺いしたいと思います。

3番目、保育所について。

子ども・子育て支援法の施行により、この4月から新しい制度に移行します。その大きな変更点についてお伺いしたいと思います。

(2) 法施行後の体制について、保育園等の受け入れ体制についてお伺いしたいと思います。

(3) 番目、入所児童の安全確保についてということで、警報等が出るときの保育の体制等についてお伺いしたいと思います。

以上、大きく3点質問させていただきます。なお、再質問は自席でいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、大きな1番目の都市計画について、(3)の今後の都市計画事業についてということでお答えをしたいと思います。

都市計画については、本市のまちづくりに当たり、秩序ある土地利用と均衡ある発展を図るため、市全域を視野に見直しを進めているところであります。

現在の都市計画区域における街路事業、公園事業及び下水道事業は、下水道事業認可期間の最終年度となる平成27年度をもって一つの区切りとなります。

今後は、新たに都市計画区域を設定した中で、街路、公園などの都市施設を定めた上、必要性なども十分検討し、市民とのコンセンサスをとりながら整備計画を策定し、都市計画事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、私からは、1番目の都市計画についてのうち、(1)見直しの進捗状況についてお答えいたします。

都市計画の見直しにつきましては、現在、平成28年度末の決定をめどに作業を進めているところであります。

これまで、建築物の動態調査、指定道路の基礎調査等を職員により実施してまいりました。

現在は、県関係部局と協議を進めるとともに、用途地域、都市施設、建築基準法に関する調査検討を行っております。

今後は、広報等により住民への都市計画制度の周知等を行い、また住民説明会を開催するなど、さらには議会や関係機関からもご意見をいただき、十分な調整を図りながら都市計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） それでは、私のほうから、（２）の下水道事業についてお答え申し上げます。

下水道事業の現在の状況と起債残高ということでございます。

それでは、現状につきましては、下水道事業につきましては、快適な居住環境を作るとともに公共用水域の水質保全を図ることを目的に開始したものであります。

平成５年度に事業認可を受け、平成６年度から事業に着手し、平成12年３月に中央地区90ヘクタールを供用開始いたしました。

その後、順次区域の拡大を行い、平成27年３月末で198.2ヘクタールが整備済みとなります。

平成27年度は、事業認可期間の最終年度となり、事業認可区域202ヘクタールの面整備工事が完了する見込みであります。

その後につきましては、区域の拡大は行わず、区域内の水洗化率の向上を図るとともに施設の適切な維持管理に努めてまいります。

なお、起債の残高でございますが、27年度末で、元利合計で約47億2,000万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 今後の都市計画税につきましては、これまで実施してきた街路事業、公園事業及び下水道事業に対する起債の元利償還金へ充当していくことになろうかと考えております。

また、先ほど、市長の答弁にもありましたとおり、現時点では新たな都市計画事業は予定されておませんが、計画の見直しに伴う将来の都市計画事業などもあるかと思いますので、当面、都市計画税は歳入として維持していきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ２番の、防災についての中の防災事業についての検証ということで、総務課から回答いたします。

今まで防災事業として、津波避難タワー、海岸線に４基設置してきました。そのほかにも、防災としては備蓄倉庫、それからいろいろな事業を行っております。今回、新年度予算につ

いては、津波避難施設、築山の設置について予算を計上いたしました。津波避難施設、築山の詳細、検討業務委託経費として1,300万円ほど計上させていただいております。

そのほかにも、今後、防災事業としては、ソフト面で力を入れていきたいと考えております。防災訓練やら自主防災組織の育成、そういうものにも力を入れていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、2番目の今後の事業予定ということでございますが、まず、飯嶋議員の地元でございます椎名内西足洗線の進捗状況、こちらについてご回答を申し上げます。

椎名内西足洗線につきましては、調査・測量の業務委託を発注し、平成26年9月30日に1回目の説明会を開催し、56名の出席をいただいております。

この説明会では概略の計画線を提示し、県道飯岡一宮線側の交差点の具体的な起点について、建物補償等を勘案して検討することとする内容で説明をさせていただきました。

県道飯岡一宮線側の具体的な起点については、近隣の土地所有者の皆様により用地買収、建物補償等について意向確認をさせていただき、基本計画線の候補を策定できるようになったため、飯岡一宮線側の地権者の皆様を対象にして、平成27年3月中に2回目の説明会を開催できるように、現在準備を進めております。

説明会開催後には、土地所有者の皆様により具体的な用地交渉を進めさせていただくため、境界確認作業、現地測量、物件調査等に着手したいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから、3番目の保育所についてお答えいたします。

初めに、（1）子ども・子育て支援法施行による変更点についてですが、子ども・子育て支援新制度では、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することになっており、旭市でも策定を進めて、間もなく終了するところです。今後は、この計画に基づき各種事業を進めていくこととなります。

新制度により変更となる大きな変更点というご質問でしたが、利用者の皆様の視点から具体的なこととして、新制度での幼稚園や保育所などの教育・保育施設を利用する場合には、入所申請書とは別に旭市から支給認定証の交付を受ける必要があります、この支給認定申請につ

いては昨年12月から受け付けを行ってまいりました。新規入所の方へはこの支給認定証を保育所入所承諾書とともに2月上旬に発送済みでございます。また、継続入所の方へは支給認定証のみを先週発送したところでございます。

この支給認定証では、認定区分1号認定から3号認定までの3種類と、さらに保護者の就労等の時間により、保育標準時間11時間と、保育短時間8時間に区分された保育の必要量などが決められています。

また、保育所の開所時間について少し説明させていただきますが、公立の保育所では、月曜日から金曜日までの延長保育を除きまして、開所時間がこれまで午前7時15分始まりの保育所と7時30分始まりの保育所がありましたが、これを午前7時15分から午後6時15分までの11時間に統一することといたしました。

次に、国の財源につきまして少し説明させていただきます。

国では、ご案内のとおり、消費税10%への引き上げが延期となったことにより、当初の7,000億円の財源の確保が難しいとのことで、平成27年度予算案としては、国・地方分を合わせて子ども・子育て支援の量的拡充に約3,100億円、質の改善に約2,000億円、合わせまして約5,100億円が予定されております。子どものための教育・保育給付、延長保育事業や一時預かり事業などの予算額や補助率等、これらの詳細が先般ようやく示されたところでございます。

なお、この新制度に係る市の予算につきましては、予算編成時において事業の単価や補助率等の詳細が不確定でしたので、概算で算定をさせていただいております。

利用者の皆様には、今後も新制度における変更点や制度概要など、周知を引き続き図ってまいります。新制度によって利用手続には若干の変更があるものの、旭市として幼児期の教育や保育の内容そのものはこれまでどおり継続してまいりますとともに、より質の高い保育の提供を目指してまいります。

次に、(2)の法施行後の体制についてお答えいたします。

現在の公立保育所の保育時間は、市の規則により月曜日から金曜日まで、午前8時から午後4時までとなっておりますが、延長保育を除きまして、午前7時15分または7時30分から午後6時15分まで保育所を開所しており、通勤等事情のある方のために早朝と夕方に児童を受け入れて保育に当たっております。保育時間を挟んだ早朝と夕方の保育については、保育士がシフトを組んで対応しております。

4月から早朝の開所時間を午前7時15分からに統一することにより、開所時間が15分増え

る保育所もございますが、新制度1年目の27年度は、まずは現行の体制で対応していきたいと考えております。利用状況や運用状況などによりまして、28年度の体制を今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)入所児童の安全確保についてお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、保育所は警報が発令されても休みにはならず、児童をお預かりしております。台風などの強風の際には、保育所では児童の安全のため保育室のカーテンを閉め、窓際に近づかないようにしております。また、児童数が少ない場合には、安全な部屋へ集め保育に当たっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

見直しの進捗状況についてということで、旭市総合計画においては、新たな都市計画を定め、都市計画施設を計画的に整備し、秩序ある土地利用の確立と均衡あるまちづくりを進めるとあります。

また、都市計画マスタープランを策定します。また、そのマスタープランの中には、「現在の旭地区のみに指定されている都市計画地域を全区域に拡大します」とあります。

その後、震災等で若干遅れ等がございましたが、この復興計画の中にも、28年度を目標とするということが明記されております。

この28年度に向けて、今年最終年というふうになりますが、この策定ができるのかどうか、その辺についてお伺いさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 今お答えしたように、28年度末を一応目標に調査を行っているところです。

今現在、進捗状況、確かになかなか震災等があつて遅れている状況ですけれども、今、県と詳細な調査でありますとか、調書の作成とか、その辺今、協議しております。ただ、いろいろ県から新たな調査でありますとか、詳細な調書の作成とかを求められておりますので、若干遅れている状況ではございますけれども、28年度末に向けて鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 本当にご苦労さまでございます。

やはりこの都市計画を新たに3町にしくこと、非常に大変だと、いろんな問題をクリアしなくてはいけない。これは、後の質問にもちよっと関連はしてきますが、その中で、先ほど財政課長のほうより、税は存続するというお話がございました、この税を、去年の9月議会でもお話ししましたが、一度とめることによって、進捗が進む、まあ一度とめるといいですか、一度見直すという形によって、そのほうもスムーズにいくと、課長のご苦労もだいぶ減るんじゃないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、税をとめるかどうかという、ちょっとお答えすることは難しい状況ではありますけれども、ただ都市計画事業、市長から答弁ありましたとおり、一旦、一区切りつきますけれども、今後も新しい区域、拡大した中で都市計画、きちっと計画しまして整備を進めていく予定ではございます。ですので、また、今現在、下水道の事業ももう1年ございます。それからあと、起債の償還等もございます。

ですので、今すぐここにとめるということではなく、またこれから拡大していく中で、税についても議論していくべきじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目、下水道についてということで、先ほど課長よりご説明がありました。約47億のまだ起債残があるということで、これの関連がその都市計画税との関連にはなると思うんですが、この公共下水道、これ合併時にはもう旭市にはあったと思うんですね。その後も、この10年間、この下水道予算もこの議会でも承認されている予算だと思います。その予算の中身が、全部完済とはいきませんが、地域である程度そのお金を出していく、その地域完結のような形、こういったお金の使い方がいかななものか。逆にいえば、それをやっているのは、ほかの地域に比べたら何にもできないんじゃないかなというふうにかがわれるんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 今、飯嶋議員おっしゃられましたように、合併時には既に、平成5年、6年から工事に着手しておりまして、特定の地域といいますか、事業認可区域は202ヘクタールということで、市全域からすればほんの数%という地域になります。

ただ、この事業に当たりましては、今議員おっしゃられましたように、地域の方には受益者負担金ということで、建設費に当たっては受益を負担していただいたり、一部負担していただいております。それと、維持管理に当たりましては使用料を負担していただいておりますので、全てどうなのかなというのはありますけれども、金額的な面もございますけれども、そういった地元の方にはご負担はいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今、課長のちょっとお話、答弁いただいたんですが、やはり受益の中というのが、旧旭市の中でも特別多いわけじゃないと思うんですね。

その中で、旧旭市、広く税をかけているわけですよ。私、この旧旭市には、一中学区、二中学区という線引きはないと思うんですが、一中学区にも人口約8,000人ほどいます。この地域には、この税がかかった40年以上の間、計画も何もないまま税だけ払っているということになると思うんですね。

それについてご答弁いただければ、非常にやっぱり計画も無く税だけかかっていると、まあ確かに一中学区、二中学区という線引きはないんですが、その辺のところ、情情的にいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋議員、これ今、税というやつの何点目の質問になりますか。

○7番（飯嶋正利） 今は、下水道の関連で……

○議長（景山岩三郎） 関連でね。

飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 一中学区、二中学区の線引きはないというようなことの中で、一中学区地域は都市計画の恩恵があまりないというような、計画もないというような話だと思いますけれども、都市計画区域というのは市の旧旭市であっても、全体で都市計画区域を設定したわけでありまして、一中学区の方々がパークゴルフやら文化の杜公園あるいはスポーツの森公園、そういった部分で利用するということは十分あるわけでありまして、そういった部

分、何も恩恵がないというようなことはないわけでありまして、応分の、まあ農地は当然かからないわけですので、応分の負担、宅地やらそういった部分での都市計画税の負担を今までしてもらっているところでもありますので、先ほども申し上げましたように、新市になってこれから3地区の本当に必要のある都市事業、都市公園事業が必要なのかと、そういったことも十分、旧3町の皆さん方の意見を聞きながら、この都市計画税は見直しをするのか、廃止をするのか、その時点で決めていきたいなと、そんなように今思っているところでもありますので、当分の間は、今まだ下水道事業もありますし、市債も払っている部分もありますので、現状のままで理解をいただければと、そのように思っているところでもあります。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

（発言する人あり）

○7番（飯嶋正利） 市長にそうやって言われると、なかなかあと次の質問がしづらいところがあるんですが、確かに起債、下水道にという話の中で、逆に下水道にその起債を払っているということになると、これ以上下水道を広げないという一方で、その下水道の起債に関して税を払っているのかということになると、やはりこれ反発も出てくると思うんですね。

先ほど、新たな事業もないという話もちらっとされた、まあこの次のやつになりますが、聞きました。ならば、この下水道のために払っているのかというふうに言われれば、下水道ないよという地域は多いわけですね。ほとんどが下水道ないわけです。その辺についてもやはり一考いただく部分はあると思いますし、この税、もともと多分、市全体に上からかぶせた税、明智市長もまだ議員になる前に施行されていた税ではないかなというふうに考えます。これが逆に、合併時に旧旭市だけにかけるということであれば、やっぱり大反対あったと思うんですね。その辺も含めて、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、まちづくりというのは、都市計画区域、都市計画法と、そういったものが基本でありますので、そういった部分で見直しをしていかなければという時代に入ってきているのかなと、そんなようにも思っているところでもありますけれども、今、都市計画区域に指定をされているのが旧旭市だけということもありまして、これは慎重に3地区の市民の皆さん方に説明をしながら、やるべき仕事があるのかどうか、そういったことも含めながら、しっかりと見直しをしていきたい。

そして、またそういった事業、これからの旭市のまちづくり、旭市の発展のために必要であれば、そういった都市計画を全面に皆さん方に応分の負担をしていただけるような、そんなような対応をこれから協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、3点目に移りたいと思います。

先ほど、財政課長より、今後新たな計画はないという話がございました。今、市長のほうに、新たな策定をした中で、新たな事業をとという話がございました。

この4番目とかぶってくるかもしれませんが、昨年9月の一般質問において、この下水道を除くこの都市計画事業について、合併特例債の起債の交付税算入分を除いた額は幾らかというお答えに對しまして、4億数千万円とお聞きしました。

この税は、この額は旧旭市にかかっている税の約2年分です。この2年後、この起債の分が終わったら、やはりそれは下水道に行ってしまうのかもしれませんが、その分のそれ以外の使い方といたしますか、逆に言いますと、払うときは目的税なので、目的があって集めるわけですね。支払うのは合併特例債で払う。戻ってくるのは交付税、使えないお金が、今度は表に対して使えるお金として返ってくると。やはり税を負担している地域にしてみれば、使えないお金を使えるお金にしているだけではないかなというふうにも思ってしまうところがあると思うんですよ。そういうところは財政課長、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に對し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 起債の実質な負担額についてのご質問ですが、今、1点だけお伝えしておきたいのは、都市計画事業に絡む起債の中で合併特例債が約14億円あるよと。その中で、実質負担が4億円というのは間違いのない数字ですが、都市計画事業全体、下水道を除きますが、全体でいうと18億円ぐらい25年度末に残りがあって、その中の実質負担は7億6,000万円強だということでもありますので、4億円という数字とはちょっと違うよという前提ですが、議員おっしゃるように、都市計画事業にしか使えない金のはずが、何にでも使えるお金になって戻ってきちゃうのがおかしいということだろうと思うんですけれども、都市計画事業に使った分としての償還もまだあるという中で、ここ1年、2年の見直し作業の中で、市長のほうから先ほど税も見直ししたいと、考えてみたいということでもありますので、

その答えを待ちたいなと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなか私も理解ができないところがあるんですが、やはりそういったものを十分これも酌んでいただきたいなというふうに思っております。

合併も10年たち、市民の間にも一体感が感じられる中で、市民が同じ条件で不動産を持ち、生活ができない、この状況に関して、今現状としてはそうなので、それに対しては一言いただきたいなというふうに思っております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 都市計画税の問題、かなりやはり合併してから難しい部分も確かにあると思います。まちづくりの基本であります都市計画マスタープラン、そういった部分での議論も慎重にこれから伺いながら、バランスよい発展というのはどういうことなのかと、そういったことも改めて考え、見詰め直しながら、これからのまちづくり、それから税の問題も含めながら考えていきたいなと、そのように思っているところであります。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなかちょっと無理な質問で、大変恐縮です。

4番目も、都市計画税ということで、今までこの関連がございましたので、4番目は割愛させていただきたいと思います。

大きな2点目、防災についてということで、先ほど、今までの検証ということで、避難タワー等の説明がございました。

これは2点目と関連するかもしれませんが、この矢指地区、実は高い建物がなかなかございません。子どもたちの幼稚園、保育園、小学校、避難場所は中央病院の看護学校ということになっております。

小学校の子どもはまだまだ歩けるので、あそこまでは十分行けると思います。保育園は基本的には、震災、そういったときにはお迎えが基本だと思うんですが、それが全てではないなというふうに思っております。そういった場合に、保育園の場合にはやはりまだ歩けない子どももいます。そういった子どものためにやはり近場ということで、先ほどそういったものをいただいたんですが、やはり早急に避難できる場所というのを確保していただきたい、このように要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　今まで、海岸地域なんですが、飯岡地区とか三川地区、矢指地区、富浦地区を多方面から避難施設、要するに避難ビルと、そういうものをいろいろ検討してまいりました。そこで、矢指地区については、議員もおっしゃるように高いところはないです。そういうことで、新年度予算に津波避難施設、築山の経費を計上させていただきました。

今まで検討した中で、矢指小学校の体育館の東側の屋根に上がれるような階段を設置することも考えました。しかし、収容人員が限られていることから断念をいたしました。このように、矢指地区には避難施設となる高い建物がなく、一応500人以上の規模を想定した場合、盛土施設が妥当ではないかという考えに達しました。盛土施設であればふだんから開放することができ、有事の際はより多くの住民が避難できるものと考えております。

築山という高台であれば、今後100年、200年、後世まで残ります。そういうことで、命の丘とでも申しましょうか、後世につながる、伝えていけるような施設を考えております。

また、議員のおっしゃるように、小学校はある程度自分でも逃げられる、保育所のある程度重視して考えたかどうかということもご提案ございましたので、そういうことも考えながら、今後、詳細検討業務委託をする予定でございますので、その中でもいろいろ場所等も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎）　飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利）　ありがとうございます。

最近、匝瑳の共興小学校ですか、体育館の屋上に避難できる体育館ということで、建設が今、もうそろそろできるのかなと。

今、築山で整備ということなんで、でもそういったことも併せて考えていただいてもいいのかなと。もし、改修ができるのであればですけども、よろしくお願いいたします。

今後、あとは、続いて、この避難道、実はこの地域、今、水田の機場の改修の事業を検討しております。津波避難道の予定地、拡張すると、その機場にやはり若干当たってくる部分があるのかなというふうに思っております。この機場の改修もできれば早急というふうに考えております。その辺のところ、やっぱり詳細な計画が求められるんじゃないかというふうに考えております。

分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 今後の境界確認あるいは現地測量後に具体的な計画線を策定してまいります。現状は、大利根用水の構造物からため池までの距離が約10メートル、揚水機場までが約8.5メートルと、計画幅員の12メートルには不足しておりますので、補償についての工法や手法について、今後、関係機関等と協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） その避難道に予定されている下には実は用水のパイプラインも入っているということで、その部分も今度交通量が増えるということで、やはり地元としても若干その分の担保はいただきたいなというふうに考えております。

万が一、破損等の場合があった場合に、今までは簡単に工事ができたものが、今度はできなくなったりするという部分もあると思うんですね。そういった部分に関して、建設課としてはどういったお考えでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 当然、パイプラインのほうも承知はしてございます。そちらにつきましては、道路整備と併せまして、機能補償という形で手当てを考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、2点目、今後の予定ということで、矢指地区にもこの河口、矢指川というものがあったり、どの地域にも河口があって、先般、県のほうで、河口部の水門の整備をしていただけということで、その辺について、詳細なものがあればよろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 当然ながら、道路を整備しますと、道路上の排水問題が出てまいります。飯嶋議員おっしゃいますように、河口部のほうは県のほうで今、手当てを考えております。我々が計画しております本路線につきましては、詳細設計はまだ済んでいませんので、具体的な放流先はまだ決定してはございません。ただし、矢指川が農業用水として反復利用されておりますのは承知しておりますので、これから放流する場合につきましては、反復機場より南側、海側ですね、そちらへ放流する等の対策について、今後も関係者の皆様と

協議をさせていただきたいと考えております。

(発言する人あり)

○建設課長（大久保孝治） 河口部のほうは、平成27年度で県のほうが手当てをするという予定でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、大きな3点目、保育所についてということで、特別大きな変更点はないということでしたので、1番目のほうは割愛させていただきます。

法施行後の体制ということで、先ほど11時間保育が通常保育になるということでした。この11時間保育、今は多分、そんなに多くないと思うんですが、その分、それが標準になった場合、今のシフトで可能なのか、もちろんこれは予算もつくはずなので、それに向けての拡充というのもやはり考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと、シフトの変更だけではなかなか済まないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） お答えいたします。

確かに標準時間、11時間開所いたしますけれども、実際、使う方はやはり必要に応じて、それぞれその時間の範囲内で使っていただくことになります。皆さん、標準時間の11時間が出たから、全員の方が11時間を利用するということではございませんので、少しご了解をお願いしたいと思います。

あと、シフト関係ですが、実際に運用をちょっとしてみないと、まだはっきり分かりませんもので、まずはこの体制で、先ほどと同じになりますが、進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ちょっと聞くとところによると、正職員のほうは有休が簡単にとれるんだけれども、臨時職員のほうは全くとれていないというような話も聞いております。

その辺のところのシフトのほうを、もう一度ご一考いただければありがたいなというふう考えております。これは答弁は結構です。

それでは、小さな3番目、入所時の安全確保ということで、先ほどお話ししました、今、台風も大型化、非常に大きな風が吹いたりということで、保育所施設、ある程度頑丈に造っ

であるというふうには考えております。先ほど課長のほうより、そういうときにはカーテンを閉めて窓際から離れてというふうなお話がありました。

確かに、保育所、そのような体制でとっております。ただ、やはり万が一ということで、どうでしょう、一部屋くらいは雨戸が閉まるような部屋が私はあってもいいのかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 確かに、議員おっしゃいますとおり、年々台風も大型化しております。また、暴風で何が飛んでくるか分からない。保育所は周りがみんなサッシでございますので、議員おっしゃいますとおり、一部屋でも雨戸の閉まる部屋を考えてみたらどうかというご意見でございますけれども、確かに児童の安全確保のためには、今後研究していくところがあるのかなと思っております。ですから、今後検討していければと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

ご一考いただきながら、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（景山岩三郎） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

(1 番 林 晴道 登壇)

○1 番 (林 晴道) 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、こんにちは。1 番議席、林晴道でございます。

本年第 1 回定例会におきまして、景山岩三郎議長より一般質問の許可がおりましたので、皆様方の貴重なお時間をいただき、通告の順に従いまして、市民の命と幸せが一番との観点から質問をいたします。

おかげさまで議員活動も、はや 1 年が過ぎ、一巡させていただきました。この間、たくさんの方々より議員としてのルールやマナーなど指導を受け、このまちで生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って精いっぱい活動しています。本年も、当議会一番下議員といたしまして、精いっぱい活動してまいります。どうかよろしくお願いをいたします。

初めに、執行部の皆様方には、昨年 4 月からの消費税の増税や物価上昇の中、マクロ経済スライドによる調整など、年金の受取額は上がりにくい状況にあり、市民の生活は厳しさを増していると思われまます。本市においても、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、それから我慢するものなどめり張りを持って取り組んでいただきたいと思います。

また、報道でも、毎日のように少年少女に対する事件が起こっております。関係機関と連絡を密にさせていただいて、犯罪の抑制に当たっていただくことをお願いいたします。

それでは、1 項目め、病院事業について。

旭中央病院は開院以来の黒字経営で、旭市が全国に誇る優良病院であり、本市一般会計を大きく上回る事業規模で、その経営が本市に与える影響も非常に大きいと思われまます。

本定例会初日の市長の施政方針において、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行を目指すとの方針が出されました。

地方独立行政法人化した場合、これまでの公営企業での予算・決算に代わるものが中期目標、年度計画、事業報告となり、議会の承認は受けずに、評価委員会が実績評価と業務が不調な場合に業務改善勧告を行うことになるため、移行後は議会の関与が極めて少なくなるので、本定例会においても病院事業に対し、しっかりと質問して十分理解を深めたいと思います。

そこで、(1) 独立行政法人化の考えについて質問をいたします。

今、日本は超高齢化社会へと進行しており、国の財政が厳しい中において政府の打ち出す医療政策に対し、旭中央病院が今後も地域医療を支える大病院であり続けるのは非常に厳し

い状況であろうかと思います。しかし、独立行政法人化することによる利点をしっかりと活用できたなら、今後とも安定的な健全経営が維持されるものと確信をしている一人でございます。

吉田病院事業管理者においては、独法化はご自身が病院長になって以来のお願いであるとの答弁がありました。独法化による権限、権力の開放が移譲されますが、吉田管理者の思う重責と特に責任に対する考えをお伺いいたします。

(2) 薬剤部の取り組みについて質問をいたします。

政府が平成25年6月に閣議決定をした日本再興戦略、いわゆる成長戦略では、地域社会の健康管理推進の新たな仕組みづくりの一つに、地域に密着した健康相談役として薬局・薬剤師の活用がございました。

そこで、当院薬剤部は何らかの対応を考えているのか、また今後薬剤部の規模についての考えをお伺いいたします。

(3) 職員の採用の取り組みについて質問をいたします。

医師不足に続き看護師不足が問題になりつつある、重ねて本年7月ごろをめどに院外処方へ移行することにより、職員採用においても大変苦慮されているものと思います。

そこで、現在の職員数及び平成27年度の採用予定についてお伺いいたします。

2項目め、市税収納について。

徴収の状況について質問をいたします。

市税は歳入の根幹をなす自主財源であり、市にとりまして重要な財源になります。近年の景気の動向により、市税の収納がどのように変わってきているのか、市税の主なものの直近の収納額と収納率、それから収入未済額、いわゆる滞納額についてお伺いをいたします。

3項目め、環境問題について。

汚染状況と対策について質問をいたします。

人間は、生産活動や消費活動の結果、さまざまな廃棄物や排出物を生み出しています。その量がそれほど多くないときには、自然の浄化作用によって十分処理されていましたが、排出物などが多量になって自然の処理能力を超えたり、自然の浄化能力に処理を頼れない新しい廃棄物が生まれてきたりしました。こうして自然環境の汚染が進み、生態系が破壊されて、人間の健康にも被害が生じ、大気汚染をはじめとする公害問題が発生するようになりました。昨今、大気汚染、とりわけPM2.5については、国民、市民の関心が高まっております。

そこで、本市における大気汚染と水質汚濁等の状況に対して、市民への情報提供と対策に

ついてお伺いをいたします。

4項目め、救急出動について。

119番の救急車要請が全国的に増加の一途で、総務省消防庁の発表によると、平成25年中、救急自動車による救急出動件数は590万9,367件、対前年比10万6,922件、これは1.8%の増。搬送人員は534万117人、対前年比は8万9,826件、これは1.7%の増であります。いずれも過去最多を記録しております。

そこで、（１）119番通報の対応について質問をいたします。

本市消防本部においての平成25年中の救急自動車による救急出動件数と対前年比及び搬送人員とその前年比について、救急発生状況の主な原因なども併せてお伺いいたします。

（２）救急搬送の対応について質問をいたします。

救急自動車による医療機関等への搬送において、救急搬送先と搬送先別人員数、またその引き継ぎ状況についてお伺いいたします。

以上、4項目7点の質問をいたします。

なお、再質問につきましては自席で行いますが、執行部の皆様方においては、これからの担い手である若者から、これまでしっかりと支えていただいたお年寄りまでが理解できるようなやさしい答弁をよろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ご指名でございますので、お答えいたします。

以前からと申し上げておりましたけれども、いずれにしても、病院の評価というのを、いいおか荘だとか道の駅だとか一緒にされては非常に困るのでありまして、黒字だ、赤字だというのは結果としてのことでありまして、これを表に出していただくのは本意ではありません。病院というのは社会的な共通資本の一つでありまして、住民の皆さんの安心・安全を守るためということでございます。

したがって、私どもは、病院を運営するに当たっては、医療の質を上げること、あるいは顧客あるいは患者様のと言い換えてもいいんですが、そういう視点で考えること、それから財務の視点で考えること、そしてさらに成長、学習、職員のそういう進歩といいますか、そういう視点で考えると、この四つの視点というのが、最近の経営学の話ではバランススコアカードというようなものを使ってやる方法がありますが、このバランスの上にやはり立って運営をしている次第であります。

したがって、その上に役割、ミッションというのがありまして、うちの病院の役割は何だというふうなことがまず第1番目に来て、それに基づいてそれに合った運営をしているのであります。したがって、財務の赤字、黒字というのはその一つにすぎません。

絶対黒字を出せというならば出せないことはありませんが、しかし、サービスの点、サービスを落とすことになるわけでありまして、それでもいいと、不採算部門をやらなくていいと、これを議会の皆さんあるいは市民の皆さんがそうおっしゃるならそれは簡単なことであります。しかしながら、そういうものを全てひっくるめて医療あるいは福祉の分野まで担おうと、こういうようなことでやってまいりました。

独法化になって何がいいかということではありますが、これがより企業として運営するのにガバナンス度強化というのがまず第1番目に挙げられるんだろうというふうに思います。公営企業全適というのは、一つにはそういう面で公共福祉のためのみならず、そういう企業としての財務的なことも独立してしっかりさせようと、こういうのが一つであります。さらにそれを進化した形にしたものが地方独立行政法人だと、このように思います。目標管理と もう一つ、適正な業務実績の評価、これは評価委員会がやります。それから、業績主義の人事管理と。

今だったらできるんじゃないかという話がありますが、完全な業績主義で給与体系を全適病院がやっているところは一つも結論としてありません。できないですよ。

それから、財務運営の弾力化、これは単年度、前からおっしゃるとおり単年度ではない複数年度の業績、それから積極的な情報公開、これも今度はさらに透明性というのが求められておりまして、これによって評価委員会、これは第三者機関がありますが、今よりさらに透明度が増すだろうと、こういうことによってきちんとした企業運営ができると、こういうふうに確信しております。

ただし、これは私は今の考えでありまして、どなたが理事長になるか分かりませんが、理事長の権限というのも今よりはそれだけ責任が増すと、こういうことについても同様になるだろうと、このように思っております。

以上が私の考えでありまして、これはしかしながら、実際は評価委員会を選任したりするのは首長、市長さんでありますので、市長さんがどのようなお考えでいらっしゃるかということではありますが、一般的には今より理事長の権限というのは増すし、責任も当然増すというようなことになると思われます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、病院事業についての（２）薬剤部の取り組み、それから（３）の職員採用の状況についてお答えさせていただきます。

国は地域の健康相談役として薬局・薬剤師の活用を推進するという方針への当院薬剤部の対応についてですが、現在、国では、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点づくりを推進することを目的といたしましたモデル事業を進めていると伺っております。

地域に密着した薬局・薬剤師が健康支援や相談を行いまして、地域住民の健康増進などに寄与していくことは、地域包括ケアを進める中、地域医療機関の一つとして重要なことではないかと考えております。また、病院薬剤部の役割といたしましては、入院された患者さんへの服薬指導や薬物治療の安全管理を適切に行うことではないかと考えております。

したがって、地域に立脚している薬局・薬剤師と病院薬剤部では、それぞれ期待された役割分担があると思いますので、今後は、退院される患者さんの支援などを通して地域とかわかってまいりたいと考えております。

次に、今後の薬剤部の規模についてですが、薬剤師につきましては、現在の人員を病棟業務や化学療法センター業務にシフトし、服薬指導や薬物治療の安全管理を重視した業務へと展開する予定としておりますので、人員につきましては現状のまま行くこととしております。

次に、職員の状況ですけれども、３月１日現在の附属施設を除いた病院の常勤職員、これは正規職員とフルタイムの臨時職員を加えた常勤職員数をお答えさせていただきます。３月１日現在で1,844人の職員がおります。

それで、４月１日の採用予定者は、退職が147名出ますので、採用予定は192名となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、市税の収納ということで、直近の徴収状況ということでありますけれども、市税の主なものの平成23年度と平成25年度を比較した収納額、収納率、収入未済額についてご説明をいたします。

初めに、個人市民税でありますけれども、平成23年度現年度分の収納率につきましては95.61%、平成25年度は96.22%で0.61ポイントの増となっております。

固定資産税ですが、平成23年度現年度分の収納率95.31%、平成25年度は96.75%で1.44ポイントの増となっております。

市税全体では、平成23年度現年度分の収納率は96.02%、平成25年度は96.96%ということで0.94ポイントの増となっております。

次に、収納額について、現年分、滞納繰越分を合わせた額で申し上げます。

個人市民税ですが、平成23年度が26億7,730万2,864円、平成25年度は29億476万9,095円で2億2,746万6,231円の増となっております。

固定資産税ですが、平成23年度が28億7,724万5,756円、平成25年度は28億258万2,089円で7,466万3,667円の減となっております。減につきましては、調定額の減によるものでございます。

市税全体でございますが、平成23年度は69億3,384万7,987円、平成25年度は71億6,140万7,824円で2億2,755万9,837円の増となっております。

次に、収入未済額、滞納額について申し上げます。

個人市民税ですが、平成23年度が5億709万9,857円、平成25年度は4億6,242万6,484円で4,467万3,373円の滞納額が縮減されました。

固定資産税ですが、平成23年度が7億2,126万4,840円、平成25年度は6億825万4,567円で1億1,301万273円の滞納額が縮減されました。

市税全体ですが、平成23年度が13億5,601万2,920円、平成25年度が11億7,599万458円で1億8,002万2,462円の滞納額が縮減されております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、大気汚染、PM2.5と水質に対する市民への情報提供と対策についてというご質問にお答えいたします。

初めに、大気汚染、PM2.5についてでございますが、PM2.5につきましては、千葉県によりまして県内を二つのブロックに分けまして、42か所で測定を行っております。

旭市は、九十九里・南房総のブロックに含まれておりまして、ブロック内では横芝光町、匝瑳市の測定局を含めた6か所におきまして測定が行われております。これによりまして、ブロック内で異常が出た場合には、市町村を通じて市民に注意喚起を行うこととなっております。

PM2.5の対策ということでございますが、これは旭市を超えた大きな枠組みとなりますので、現在、市では特に対策をとっておりませんが、さらに県と連携を密にし、情報提供に努めてまいります。

次に、水質の関係でございますが、こちらも千葉県におきまして毎月水質検査が行われ、その結果がホームページ等で公表されております。旭市の調査地点は、国道126号にかかる干潟大橋周辺でありまして、検査結果では水質は年々改善の傾向となっているところでございます。

また、対策につきましては、旭市及び新川流域の市・町・県などの関係機関が構成団体となります新川汚染防止対策協議会を設置しまして、新川の水質保全及び新川汚染防止対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、私のほうからは、4番の救急出動についてということで、（1）119番通報の対応、（2）で救急搬送の対応ということで、関連がございますので併せてお答えしたいと思います。

平成25年4月1日より119番通報の受信や出動指令、無線統制等の通信指令業務を「ちば消防共同指令センター」で共同運用しております。構成団体は、千葉市を含む千葉県北東部・南部の20消防本部です。最新の情報通信機器を配備し、指令業務の効率化を図っております。

旭市の平成26年中の119番受理件数は3,472件、内訳として携帯電話、固定電話、警察電話、駆付け通報等がありますが、中でも携帯電話からの通報が一番多く、全体の36%となる1,250件でありました。受理件数中、救急出動に係るものは2,210件です。

統計上、平成25年度の救急出動件数となりますが2,819件、搬送人員は2,691人です。前年の平成24年は、救急出動件数が2,818件、搬送人員は2,768人となります。主な出動内容は、急病が1,937件と一番多く、交通事故が357件、一般負傷、火災、自損行為、労働災害、加害、運動競技と続きます。その他として転院搬送等がございます。

搬送した患者さんの傷病程度は、軽症が1,511人、中等症が925人、重症が151人、死亡が104名です。軽症の中には緊急性がないと判断された人数も含まれております。

旭市消防本部の搬送先病院としては、旭中央病院が2,502件、田辺病院が35件、たむら記念病院、銚子市立病院、島田総合病院、匝瑳市民病院、成田赤十字病院、日本医科大学千葉北総病院等の管外病院が68件であります。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、再質問、1項目め、病院事業について、（1）独立行政法人

化の考えについて再質問をいたします。

前定例会において、吉田病院事業管理者が、これだけの大病院の運営には公的なものの中にも自由に民間のアイデアを入れる経営がよいとありましたが、民間のアイデアとは具体的にどのようなものか。また、国の制度は今後2年から5年以内に大きく変わり、地方においては特に不利をこうむるとの答弁もありました。国の制度が大きく変わる点、具体的に何なのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 民間的なアイデアというものが需要だというふうな前の議会での答弁だということですが、まず民間的なアイデアというのは、やはり対外的なPRですか、今まで公的な病院というのはなかなかやっていることなど対外的に発信していかなかったということもありますけれども、広報活動などを積極的に行うことによって、住民の方々により病院のやっていること、それからやれること、そういったことを伝えていく。

それから、もう一つは、やはり今回の院外処方でもありますけれども、この間も市長のほうからお話しありましたけれども、できるだけ病院内で完結せず、民間ができるものについては民間にお願いして、地域の活性化を一緒になって図っていくと、そういったことが必要ではないかと考えております。

また、今後もし独立行政法人化などになれば、病院内のいろいろなところにより民間の病院的な、いわゆるもう少しユーティリティというか、そういったものを備えることもできるんじゃないかということを考えております。

それから、国の制度が2年から5年以内にいろいろ変化して不利をこうむるということにつきましては、今、地域医療構想というものを作りまして、それに基づく新しい改革プランを作っていくということになっておりますけれども、実際はなるべく病床数を削っていくというような考え方を国のほうで持っているということで、500床以上の大病院においてはいろいろな点で病床数を減らす、それから経営的にもいろいろな制限が加わるということも考えられますので、そういった点で今後、大病院、特に旭中央病院のような市民病院を兼ねた急性期の病院というのは苦しくなってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 独法化移行による大きな利点の一つに、医師の勤務や給与条件が柔軟に対応でき、医師の採用がしやすくなるということであるのであれば、市民に対し独法化を分

かりやすくご理解いただくため、当院の適正な医師数と独法化した場合に、現在の医師数からどれほど適正数に近づけるのかを、目標値でいいのでお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今の現時点では医師の数300と、今が260近くおりますので、300というふうに、これは現時点ではそういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 当院が地域医療を支える大病院として健全経営を維持していくには、独法化を慎重かつ速やかに実施することが最良の方法であると、幾ら僕が説明を繰り返しても限度がございます。今後は、地域住民や患者さんらに対して不安を与えることのないような、病院として丁寧に粘り強く移行への説明をしていただきたいと思います。その取り組みや計画があるようでしたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 独法化移行への説明は、これまでも市民への説明会、何回となく行ってきたわけでありましたが、いざそういった説明会をやるというときにはなれば、やはりそれだけ多くの人が集まらないというのが現実であります。そういったことも含めながら、広報あるいはまた特集版を発行しながら市民への理解度を深めていきたいと、そのように行政のほうは考えているところでありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目め、病院事業についての（2）薬剤部の取り組みについて再質問をいたします。

院外処方へ移行に当たり、今後、病院や診療所と保険薬局・薬剤師が患者さんの薬物療法にかかわる有害反応や服薬状況などについて、相互に連絡を取り合い、患者さんの薬物治療が安全に行われ有効性が担保できる、サポートする体制づくりが必要となると思います。その連携の橋渡しについてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 連携、いわゆる病院薬剤部とそれから調剤薬局の連携体制のご質問でございますけれども、院外処方に移行した後、院外の調剤薬局に対して処方箋を発行

するわけですが、その際に一番重要な点は、調剤薬局が院外処方箋を受け取った際に行う処方内容の確認、いわゆる疑義照会だと思われます。

この対応につきましては、当然、病院は薬剤部が窓口となって調剤薬局との間でやりとりを行うわけですが、実際まだ当方、そういったことをやっておりませんので、現在他の病院の取り組みなどを参考にしながら適切な方法を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 病院や診療所と保険薬局・薬剤師の連携についてですが、一方通行ではなくて双方向で患者さんの薬物療法の成功を主目的に行っていただきたいと思います。

それから、先ほど質問した薬薬連携のほかに、医師が直接保険薬局・薬剤師と連携する場合も想定されますが、それらの取り組みについて伺いたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 薬薬連携というお話、それからそれだけではなくて医師と調剤薬局との連携についてのご質問でございますけれども、これまで薬剤部は院外処方もやっておりませんで、旭市の薬剤師会にも参加しておりませんでした。このたびの院外処方を機に、旭市薬剤師会との交流を活発にしております、実際のところ、ファクシミリの設置とかそういった問題に関しましていろいろな意見交換をしてきておるところであります。今後も密接な関係を築き、スムーズに院外処方ができるようにしてまいりたいと考えています。

それから、医師と調剤薬局の関係でございますけれども、先ほど申しましたとおり、基本的な対外的な窓口は薬剤部が窓口になることでより円滑なやりとりができるのではないかと考えておりますので、現状では当院の医師が直接調剤薬局とやりとりするという場合につきましては、ちょっとまだ想定しているところではございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 近年の国の医薬品政策や消費増税により、院内処方を続けるには経営面で極めて厳しい状況になるとのことですが、しかし一部は院内処方を残し、薬剤師も現状のまま維持していくようです。金額的にはどの程度を残すのか、また一部残る薬品費での薬価差益をどのように推移するものか、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 院内処方を残すものにつきましては、前々からご説明してございますけれども、いわゆる抗がん剤とかそれから抗ウイルス剤等の限定された薬、これらはまだ周辺の調剤薬局で扱うことがなかなか難しいのではないかというふうな判断のもと、それらを残すというふうに考えております。

薬剤師を残すのは、そういった院内処方を行う一部の薬のためにということではなく、薬剤師につきましては、基本的には先ほど申しましたけれども、院内のいろいろな業務を、いわゆる病棟での業務や外来化学療法とかそういったものの業務を行うために移行させるというものでございます。

今後の薬価差益につきましては、たび重なる薬価の改定ですとか、ジェネリック医薬品の採用増などによりまして、当然減少していくものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目め、病院事業について、（3）の職員採用の取り組みについて再質問をいたします。

院外処方へ移行が行われますが、当院の薬剤師について直近3か年の推移と、今後とも必要とする薬剤師について具体的な人数の考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 直近3か年の薬剤師の推移とこれからの目標数ということでございますけれども、直近3か年の4月1日現在の薬剤部所属の薬剤師の推移でございますけれども、平成24年が60人、平成25年度が58人、平成26年度が58人でございます。今年4月1日の薬剤部薬剤師の見込み数は55人となっております。

目標数でございますけれども、先ほど申しましたとおり、今後ともこの55人程度は維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 平成27年度の病院事業会計予算において、看護師確保対策として看護補助員の派遣採用40名が委託費として計上してありますが、平成28年度以降は看護補助員をどの程度採用していくのか、また看護補助員の採用により業務にどのような影響があるのかを

お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 現在進めている看護補助員の28年度以降はどうか、それからこういう採用が看護師の業務にどういう影響を与えるのかといったご質問ですけれども、基本的に現在進めております看護補助員40名増員という取り組みにつきましては、今病棟が21ございまして、大体そこに2人ぐらいずつ配置していこうということで40名ということを考えておりますので、実際、具体的な人数につきましてはこれから採用、今も採用を続けておりますけれども、看護師の数ですとか、それから業務の見直しなどを見ながら調整していくことになります。

したがいまして、28年度以降につきましても、それらを検討して、必要であれば採用しますし、看護師の採用等が順調に進めばそれらにつきましては減らしていくといったような形で調整していくということになると思います。

それから、業務の改善につきましては、やはり昼間、夜間を問わず看護師の業務といたしましては、現在、先週のお答えでも、今ぎりぎりのところの看護師数を維持しているという形になっておりますので、非常に看護師たちがオーバーワークになってきているのも事実でございます。そういった点で、いわゆる専門的な知識を持たない看護補助員であってもできるような仕事、例えばベッドメイキングですとか、それからいろいろな部屋の中の整理整頓ですとか、それからおむつの交換ですとか、そういったものについては、現在看護師が行っているものにつきましてもできるだけ看護補助員の方をお願いするような形をいたしまして、看護師たちには従来の専門的な知識を持った看護師としての仕事をやっていただくというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） この看護補助員は直接雇用ではなく、なぜ人材派遣での採用にしたのか、また派遣採用者に対していずれ直接雇用に切り替える等の契約についてお伺いをいたします。また、病院事業全体で人材派遣採用等の枠、これの拡張についての考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず最初の、第1点の派遣職員というか、看護補助員などをなぜ派遣で採用しているのかというご質問ですけれども、これにつきましては、先ほども申しましたけれども、今後の業務の見直しですとか、看護師の採用数によって柔軟に対応できるように派遣ということで採用しているところであります。

それから、こういう方々を正規の雇用へ移行する考えはどうかというご質問でございますけれども、それについては今のところ考えておりません。

それから、全体で人材採用の枠の拡大ということですが、これにつきましては、当面必要な業種については増員を考えていくわけですが、今のところ医師、看護師それからその他のいわゆる医療スタッフ、そういったものについては専門職として必要な分野については必要な人数を確保するというので、ちょっと人数的に何名ぐらいというのは言えませんが、基本的には採用していく考えであります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、2項目めの市税収納について、徴収の状況について再質問に移ります。

年々徴収率が上がっていて滞納率は減少しておりますが、これはどのような取り組みを行っているのか。夜間・休日納付窓口を開催し徴収率の向上に有効であるように聞きますが、直近3か年の実績と近隣自治体の状況をお伺いいたします。

また、納税貯蓄組合へ補助金を交付しておりますが、その役割や活動状況、組合員数についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、徴収率の向上のための取り組みということでありまして、初めに徴収対策につきましては、負担の公平性、自主財源の確保の観点から大きく次のような対策を強化しております。

1点目としましては、滞納処分の強化、預金や保険、給与また不動産など財産調査を徹底し、負担能力のある滞納者が納税に応じない場合には差し押さえを行います。以前から行っていることでありますけれども、調査を徹底することで財産の発見等につながっております。差し押さえ件数でありますけれども、23年度が209件、24年度が410件、25年度が780件と年々増えております。

2点目ですが、現年分の収納率の向上としまして、新たな滞納を発生させないよう現年分の収納率向上に取り組んでおります。具体的には、口座振替の推進に力を入れておりまして、市役所でキャッシュカードにより申込手続きができるペイジーという仕組みがございます。それを取り入れまして、平成27年1月末現在で新たに228件の申し込みがございました。また、あさピーのオリジナルLEDライトを作成し、口座振替キャンペーンを実施したり、さらにあさピーをデザインとしたご当地ナンバー、それも作成しまして、納税の意識高揚に努めております。また、電話催告なども随時行っております。

3点目としまして、納付機会の拡大としまして、コンビニエンスストアからの納付、それから休日・夜間納付窓口の開設などを行っております。コンビニ収納につきましては、市税、国保税の納付額につきまして、平成23年度が5億3,866万5,087円で全体の7.7%、平成25年度を見ますと7億6,272万9,093円で全体の11.0%と、コンビニ納付も増えております。

続きまして、休日・夜間窓口の状況でございますけれども、夜間窓口は月2回、休日窓口は月1回開催しております。取り扱いの額でございますが、国保税を合わせまして平成23年度が4,665万2,771円、平成25年度が5,225万7,693円ということで、こちらも増加をしております。

近隣の状況でございますけれども、25年度の実績で見ますと、銚子市は休日が午前中のみ月2回、夜間が週1回、税の取り扱いが405万円、匝瑳市は休日が午前中のみで週1回、夜間が月1回、取扱額は1,689万円となっております。

続きまして、納税貯蓄組合の補助金でございますけれども、納税貯蓄組合相互の連絡調整、納税啓発活動などを行う旭市納税貯蓄組合連合会に対しまして、予算の範囲内で交付しております。平成26年度につきましては40万円で、平成27年度においても同額を計上させていただいております。また、単位組合につきましては、組合員への納税通知書の配布をお願いしておりまして、その他事務費を交付しております。

組合員数でございますが、平成26年度当初で76組合、3,706人となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 滞納処分の強化に努めていただき、ペイジー口座振替受付サービスの導入など、収税に取り組む職員の日夜の努力により着実に収納状況がよくなっているようです。今年度の市税徴収率の見通しと、今後新たな取り組みがありましたら伺いをいたします。

また、納税貯蓄組合においては、本年の所期の目的は達成していただいたように思います。

合併前の旧3町ではなく、旧旭市の一部の地域に組合があり、そこに今後も交付を行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、初めに、今年度の収納率の見通しという質問でございますが、消費税の増税、景気の回復感が感じられないなど、納税環境につきましては大変厳しい状況であると受け止めております。現年度分につきましては、前年並みが今のところ確保できるのではないかというような状況であります。滞納繰越分につきましては前年度を上回るといことで、滞納繰り越しと現年を合わせますと前年をクリアできる見通しでございます。

今後の新たな取り組みということでございますけれども、今まで以上に預貯金、保険、給与、不動産等の財産調査に力を入れまして滞納処理を行っていきたいと考えております。

また、納税組合につきましては、旧旭市地域だけの組織として納税に対しましてご協力をいただいております。組合全体の収納率につきましても、全体と比較しますと若干上回っておるような効果も表れております。また、反面、毎年組合数が減少しておりまして、組合長の選出等に苦慮しているというよう問題も生じてきております。今後につきましては、アンケート調査等により、各単位組合の活動の状況を把握いたした上で今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在、確定申告の時期であり、この申告によって平成27年度の市民税が課税されます。年度末を迎え、徴収率の向上に努力されているものと思いますが、今年度の目標数値をお伺いいたします。

収税の多様化に対応し、着実に収納状況がよくなっている中、76組合、3,706人ですか、納税貯蓄組合員に対して、先ほども言いましたが、僕は本来の目的を達成いただいたように思いますので、組合員の気持ちやきずなを損なうことがないような検討、対応していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、今年度の目標というような形ですけれども、先ほども回

答いたしましたように、状況的には環境が大変厳しくなっておりますが、現年度分、滞納繰越分につきましても、25年度の実績を上回る目標で5月まで頑張っただけでまいりたいと思います。

それから、納税組合ですが、やはり組織というもので長年ずっとやってきていただいておりますので、そういう今までの経緯を踏まえまして、納税組合連合会の役員さんと相談した中で、組合の状況をなるべく細かく把握した中で今後の状況、方向性を見出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、3項目め、環境問題について、汚染状況と対策についての再質問に移ります。

本市を流れる川においての水質検査の状況と、それから新川汚染防止対策協議会ですか、これの主な活動実績、また小規模不法投棄、ここではごみのポイ捨ての現状とその対策について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、市内の河川の水質検査の状況、それから新川汚染防止対策協議会の活動、小規模の不法投棄、ポイ捨ての状況とそれらの対策についてというご質問でございます。

初めに、市内河川の水質検査でございますが、新川及びその支流に18の検査箇所を定めまして、毎年水質検査を行い状況把握に努めております。検査項目といたしましては、環境基準に定められておりますpH、それとBOD、SS、DOなどで、調査地点で若干のばらつきはございますが、ほぼ基準以下という状況でございます。

次に、新川汚染防止対策協議会の活動でございますが、水質検査以外の事業といたしましては、新川沿線の地元区や水質モニターにより、1年を通じましてパトロール、新川の清掃作業、不法投棄の通報などをしていただいているところでございます。

次に、ポイ捨て、小規模なものでございますが、こちらにつきましては、後を絶たない状況というのが現状でございます。不法投棄の多い場所、その対策でございますが、パトロールを重点的に実施したりですとか、不法投棄防止の看板を立てるなどいたしまして防止を図っていると、そういう状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ごみのポイ捨て、これに対する取り組みですが、ポイ捨てが多い場所の対策としてパトロールを重点的に実施しても後を絶たない状況であるならば、今後も効果は見込めないものと思いますので、それに代わり、ごみの撤去を目的とする新たな対策が必要と思いますが、お伺いをいたします。

また、看板を立てるなどしているとのことでしたが、その看板に関して、立てる経緯、これや設置方法と設置場所や枚数など、またその効果がどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、ご質問の不法投棄、撤去に対する新たな対策ということと、何点かご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

新たな対策ということでございますが、これにつきましては、現状では特にはこれをというのは決めてはございませんけれども、現状取り組んでいる対策をさらに充実させていくということでご理解いただきたいと思います。

それから、看板の設置の経緯でございますが、こちらにつきましては、市民からの要請や不法投棄監視員からの通報によって看板を設置しております。

設置の方法につきましては、設置場所が公共用地の場合には市において看板を設置しております。これが私有地の場合には、土地所有者等に市が提供する看板を設置していただいておりますのでございます。

次に、看板の設置枚数というご質問ですが、これはこれまでに配布した枚数、こちらは把握できているんですが、看板は壊れてしまったりとか、なくなるというケースもございますので、現在設置している数は把握できておりませんので、ここ5年間ぐらいで市民の皆様などへお配りしました数でお答えをさせていただきます。これはちょっと地区別ということで回答させていただきます。旭地区が300枚、海上地区、こちらが75枚、飯岡地区60枚、干潟地区32枚、合計で467枚でございます。

その効果ということでございますが、特に明確なようなものはございませんけれども、看板を設置した場所では不法投棄が減った、また看板を立てると効果があるというお話は伺っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ごみのポイ捨て防止看板の設置において、その看板自体がもう古くて倒れていたり、そのもの自体がごみのような感じになっているところがあるんですよ。ここは不法投棄が減ったことや効果があるという話であるならば、これは市が設置に積極的に関与し、常に防止看板の設置場所や枚数等を管理、検討することが望ましいと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 看板の管理についてと、市がやったほうがいいんじゃないかというご質問でございますが、現状の対策としては不法投棄監視員、シルバー人材センターによるパトロールですか、それと先ほども回答させていただきました新川汚染防止対策協議会での取り組み等の対策を実施しているところでございます。こちら、また市だけではなく、さまざまな視点で見ていくという監視体制が必要でございますので、これからも継続をさせていただくと。

看板につきましても、先ほどのお答えとちょっと重複しますが、公共用地は市でやっていくという方向でございます。また、私有地につきましては、所有者等が自ら設置して管理していただくと、そういうことが不法投棄の監視、さらには防止対策につながっていくのではないかと考えております。今後も関係機関、ボランティア団体等々、連携をとるとともに、市と市民が一体となりまして不法投棄の防止活動に取り組んでいくと、こういうことが重要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、4項目めの救急出動について、（1）119番通報の対応について再質問をいたします。

それでは、救急自動車による現場到着所要時間と現場での救命処置時間、それから119番通報から医療機関等への収容所要時間を、全国や県の平均などと併せてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、旭市では通報から現場到着時間が平均8.6分、現場活動時間が11.4分、病院到着時間は28.6分であります。前年、平成24年は、現場到着時間が8.5分、現場活動時間が10.4分、病院到着時間は27.5分です。病院到着後は、実施した処置や観察内

容を搬送確認書により申し送ります。

総務省消防庁発表の消防白書によりますと、平成25年中の救急車の現場到着時間は全国平均が8.5分、病院収容時間が39.3分です。千葉県では、平成24年中の病院収容時間は平均43.7分です。救急出動件数の増加や応急処置に要する時間の増加により、病院収容時間は延伸傾向にあるようです。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現場での救命処置の時間が延びる傾向にありますので、ここで夫婦共働きの知人が朝仕事に出かけた後の家で、おじいさんの具合が悪くなり、中学生の孫が119番通報したときの話です。

救急車が現場に到着後、救命処置に入り、一方、通報した孫に対して、通報に至る経緯やおじいさんの状態、最近の状況等を細かく聞いたようで、搬送開始に大変な時間を要したように感じたようです。中学生の孫は、話が長く、なぜ直ちに出発してくれないのかと非常に不安になったようでした。

この状況は救命処置のための時間であるのか、それとも実施した処置や観察内容を申し送る搬送確認書が救命に重要で作成に時間を要したのか、現場での救命処置と搬送確認書作成の優先時間の関係についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 平成3年に救急救命士制度が確立され、国が定める救急救命士が行える救急救命処置の範囲拡大、より高度な処置ができる認定救急救命士の増員に伴い、現場から病院までに行うべき救命処置が拡大しています。

呼吸や心臓の動きが停止している患者さんに対して点滴、薬液投与、チューブ状の器具を使用した気道管理のほかに、平成26年4月1日からは、医療従事者しか行えなかった処置、意識障害がある傷病者に対し血糖値の測定、ブドウ糖溶液の投与等が現場で行えることになりました。このような病院前救護としてできる処置を実施した場合、現場滞在時間は延びることになります。

しかし、これは患者さんの症状の緩和や病院到着後の予後にもかかわるものと思われます。また、搬送確認書の記入内容は、傷病者情報を詳細に搬送先病院へ伝え、受け入れ準備をしてもらえることで、病院到着後直ちに処置や検査が行えることとなります。現状処置後、収容し車内で記入していますが、関係者が救急車に同乗できないとき、この場合は現場で詳細

にお聞きする場合があります。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 中学生になるお孫さんなんですが、やはり自分の返答、回答がよくないから救急車が出発してくれないんじゃないかというようなことで、相当な不安があったそうですね。それからあと、小学校から続けてきた皆勤がここで終わりになってしまったと、そういう親御さんも申ししておりました。その辺、1分1秒を争う救急なものでなかなか対応のほうは厳しいかと思うんですが、親御さんは誇らしくお孫さんのことを思われるんじゃないかなと思いますけれども、一言ちょっと申し伝えたいなというふうに思います。

それから、119番通報から医療機関等収容所要時間においては、県内平均所要時間43.7分のところ、本市平均所要時間は29.6分と県下断トツのトップであり、これは消防本部の日ごろの訓練と旭中央病院の全症受け入れ体制により、市民の多くの命が救われてきているものと感謝いたすところであります。

しかし、医療機関に収容するまでの時間はこれも伸びる傾向にあり、現場での救命処置の高度化もありますが、救急搬送人員の増加が要因の一つにあり、出動の半数は結果的に軽症と判断される不要不急の事案のようです。緊急性の高い事案に効率的に出動することでより多くの命が救われるものと思うので、その対応についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 救急出動件数の増加や救急対応時間が長くなりますと、同じ地区で事後に救急要請があった場合、最寄りの救急隊が対応できずに緊急に医療機関に搬送しなければならない患者さんにとって非常に不利益となります。

そういったことを回避するため、症状は軽微だが交通手段がないといった場合や、定期的な通院等においてタクシー代わりに救急車を常用することは控えていただくということを市民にご理解いただくため、救急車の適正利用について広報紙や講習会等で啓蒙しております。またさらに、救急隊員の知識、技術も併せて向上させていきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、4項目め、救急出動について、（2）の救急搬送の対応について再質問に移ります。

旭消防本部が救急搬送先として旭中央病院がその大半、搬送されているようでした。このことにより市民の多くの命が救われています。

そこで、当院の救急自動車による受け入れ件数、そのうち本市消防本部からの受け入れ比率と、分かりましたら入院等の患者数や、その内訳として一次救急、二次救急、三次救急等の状況をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 23年から25年にかけての救急車搬送による受け入れ人数ですが、23年が救急車が6,420人、24年度が6,035人、25年度5,992人となっており、毎年若干ずつ減ってきております。

それから、救急車搬送受け入れのうち旭消防本部からの受け入れ人数及び受け入れ率ですが、平成23年が2,773人で43%、平成24年度が2,673人で44%、平成25年度が2,513人で42%となっており、これも若干ですが、減少しております。

それで、救急車で搬送された、先ほど申しました25年度で5,992人のうち2,593人が入院しております。5,992人の内訳ですが、いわゆる軽症の方が3,389人、それから入院等が必要、いわゆる時間外選定療養の対象にならないような患者の方が、二次と称してはいますが、1,549人、それからICUなどに入院する必要性がある三次、いわゆる救急救命算定料というんですか、こちらを救急救命車の算定料をもらえる三次の患者さんが1,054人というふうになっております。

なお、旭消防からの受け入れの内訳は手元に持っておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、病院の救急搬送について、救急自動車等の出動状況と近年の傾向ですか、その辺が分かりましたらお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、事務部長のほうから報告がありましたけれども、26年度につきましてはまた救急車の搬送が増えてまいりました。それから、旭消防からは直近で大体94%の患者さんはうちの病院に来ていらっしゃる。ちなみに、二次医療圏全体でも約半分の銚子市、香取市等ですかね、二次医療圏の消防署管内でも約半分の救急患者さんがうちのほうにいらしている、こういう状況であります。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 26年度につきまして私がちょっと足らなかった分を、今事業管理者のほうから付け足していただきました。

質問の新生児救急車の出動状況、それから成人用として持っております救急車、うちのほうで2台持っておるわけなんですけれども、その25年度の出動状況ですけれども、新生児のほうは54件出動しております。それから、成人用の一般のほうの救急車ですけれども、238件出動しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、最後に、救急搬送路ですか、それについて質問いたしますが、以前、旭中央病院またはアクセス道への案内標識、いわゆる誘導看板設置について質問いたしましたが、その答弁として、市街地を通過しないでアクセス道まで誘導できるような標識の設置について、関係部局と協議をしてまいりたいとの答弁をいただきました。いまだ何も改善されておられません。

どれほどの多額の予算を投じて、道路整備が行われても、利用者が少なく市街地の混雑解消につながっている状況じゃありません。救急搬送の対応はもとより、市民の利便性を考え、早期実施を強く希望いたしますが、その進捗状況についてお伺いをいたします。

これで最後の質問にさせていただきます。分かりやすい答弁をありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 1年前の一般質問でございましたが、その後、国道・県道の管理者であります千葉県、それと実際に搬送されます病院、それと搬送を受けております消防本部等々との連携を協議してまいりました。

しかしながら、アクセス道路に関しましては、本来、広域農道からの導入、流入を目指しております。まだその先は用地買収の交渉中でございますので、国道から広域農道までの工事の際には、新たな通常の案内標識板というものを設置する予定であります。それと、国道から病院の駐車場までの間には既に案内標識を設置してございます。

さらに、道路管理者の区分でございます。この辺の海匠土木事務所が管理します区間につきましては、現在新たな設置予定はございません。しかしながら、今後新たな設置もしくは既存の看板の敷設替え等に対しましては、改めて中央病院というようなものを入れていただきたいというような要望を出してございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 滑 川 公 英

○議長（景山岩三郎） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 議席番号17番、滑川公英。

平成27年旭市議会第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

11日には東日本大震災から丸4年を迎えようとしています。亡くなられた旭市の16名を含め多くの方々に謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。

大きく分けて二つ質問いたします。皆様お疲れでしょうが、よろしく願いいたします。

1番として、旭市の特区構想について。

特区構想については、平成20年ごろ前市長から旭中央病院を核とした医療特区構想が打ち出され、検討委員会が設けられましたが、その委員会が発足と同時に経営検討委員会となり、総務省の示した公立病院改革ガイドラインの一部適用、全部適用、地方独立行政法人化、民間委託、売却の方針を一足飛びに地方独法化を抜かして民間委託の経営に変えようとしたが、議会、市民の理解、合意を得られず、病院側は今日まで全部適用で経営してきました。

今回、地方独法化の議案が提出されています。中央病院が最初持ち出した特区は、2002年に小泉内閣が創設した構造改革特別区域で、目的は地域経済の活性化を図るもので、2013年5月までに1,197件が認定されています。

このほかに、東日本大震災の被災自治体で雇用、住宅、まちづくりなどの特別措置を設け

る復興特別区域制度が運用されております。多分、旭市も適用されていると思います。

国家戦略特区は第2次安倍内閣が進める新しい経済特別区域構想として、地域を限定した大胆な規制緩和、民間投資を引き出す税制面の優遇等で、都市再生、まちづくり、教育、雇用、医療、農業、その他があり、6地域が昨年12月までに指定されております。アベノミクスの第三の矢として岩盤規制改革の先兵のポジションとされております。行政は特区申請構想があるのか、お尋ねします。

1番として、医療特区について。

旭中央病院を核とした医療関連企業の誘致とか病院規制緩和について、市長はどのように考えておるのでしょうか。

2番目として、農業特区について。

昨年4月より、農業振興地域内の除外申請は500平米以内を除いてほとんど凍結状態となっております。これは、昨年8月から18年間にわたり除外申請凍結の影響です。大利根用水事業が国が37億円投入のための簡単に言うと担保です。もともと千葉県は、関東の中でも一番除外申請に厳しいそうです。

旭市は、食の郷・医療の郷・交流の郷の三郷構想を行政理念に掲げております。昨年一般質問で、土地利用については農業特区を検討すると市長は発言しております。中央病院、道の駅周辺の土地利用についてすぐにでも需要が発生するものと想定されますが、地域限定の特区ないしは旭市全域の特区申請でもすべきだと思いますが、市長はどのようにお考えなのでしょうか。

2番として、長熊釣堀センターについて。

昨年、長熊釣堀センターについて質問したその後、長熊の利用者から、現状は旭市で管理していたほうがよい、今のほうが悪いとのことでした。入場者数が減少している面を捉えますと、結果が全てです。長熊のホームページを見ますと、旭市が管理していたときよりよくできていると思いますが、民間委託前の行政の年間運営費、年4回、7トンのヘラブナ放流金額、株式会社ハウスビルシステムへの年間管理料は、管理会社の雇用は何人で、市外か市内かお示し願いたいと思います。

1番目の質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから特区構想について、医療特区ということについて特にお答えをしたいと思います。

議員もご案内のように、私ども旭市にとって旭中央病院は宝とも言える病院であります。市といたしましても、旭中央病院を核としたまちづくりを考えてきたところでもあります。

そして、今般、地方創生の総合戦略が内閣において決定され、その中において小さな拠点の形成という考え方が示されました。医療・介護に特化した拠点づくりに関しても、その類型として例示されたところでもあります。

そこで、旭中央病院周辺地区における医療を核とした拠点の形成について検討をしているところでもあります。これは、国が提唱する地域包括ケアシステムの構築にも役立つものと考えております。

道の駅のオープンも見据え、これも含めながら医療・交流・食の三郷構想として捉え進めていきたいと考えております。なお、この構想については、国の地方創生先行型交付金を活用しながら研究していきたいと思っているところでもあります。

また、この構想を進めていく間に、法の規制等の障害が見えてきた場合には、議員のおっしゃる医療特区の認定などについても視野に入れていくこととなるかと考えております。

いずれにしましても、特区申請ということは非常に国の認定が必要なわけでありまして、特に土地利用、農振法、そういったものの岩盤規制を何とかして突破していけるような、そんなようなことをこれから頑張っていきたいと、そのように思っているところでもあります。

議員の皆さん方にもいろんな面でこの規制緩和、そういったものでこれからこの旭市のまちづくりに資していきたいと考えておりますので、よろしくご支援をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より、（２）農業特区について回答させていただきます。

農業特区につきましては、全国各地の取り組みを確認させていただきました。特区の内容につきましては、農業等の規制緩和による改革で農業の担い手確保や産業競争力の強化によりまして地域経済の活性化につなげるためのさまざまな取り組みを行っております。具体的には、農業生産法人の要件緩和ですとか、企業参入のための要件緩和、農地取得の際の下限

面積要件の緩和、農家レストランを活用した6次産業化の促進に関する内容が多く見られます。

先ほど言われましたように、全国、特区を指定されている地域の中では、農業については2地区ありまして、兵庫県の養父市と新潟市、こちらが指定されている状況であります。

旭市につきましては、農地も広大でありまして、基幹産業でありますので、農業の活性化には何が必要なのか、他の市町村の事例を参考にして、旭市の内容に合った特区とは何かを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、長熊の釣堀センターにつきまして、議員から幾つか現在の状況につきましてご質問いただきました。

最初に、運営費でございます。

指定管理者制度を平成25年度から導入をいたしまして、昨年の決算で指定管理者のほうから上がってきました運営費、この経費につきましては1,672万6,515円、そういう数字が上がってきております。

指定管理に入ります、市が直営でやっておりました23年当時の資料ですと、当時は維持管理費、修理もあったという、そういうようなことで比較にはならないかと思ひますけれども、市が運営していたときには1,906万円、こういう数字が手元でございます。

あと、ヘラブナの放流でございます。それぞれ7トン放流をしております。市が管理しておりましたときには588万円ということでございます。昨年、指定管理の業者さんの金額は551万円、約37万円減っているという、そういう数字をいただいております。

あと、管理人の数でございます。現在4名で、それぞれサイクルを持って管理をいただいております。4名の内訳としましては、市内が2名、市外が2名ということになっております。

以上で、すみません。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

医療特区については、市長はやると。受けるほうはどうでも、とにかくやってみなくちゃ分からないので、ぜひやっていただきたいと思ひます。

それで、今医療特区の中で、国としては社会保障費用の抑制ということでぜひ医療が

見直されていますよね。それで、自宅で臨終を迎えるというのは、本当は我々は誰でも望んでいることだと思いますが、現実には厳しいものがあります。

訪問看護ステーションの指定基準の概要は、人員基準で保健師、看護師、準看護師で2.5人以上となっております。医療の郷を標榜して、なおかつ在宅介護で自宅で臨終を迎えられるような条件を整えるには、やはりこの訪問看護ステーションをもっと小人数でもオープンできるように規制緩和に手を挙げていただきたいと思います。

このことにつきましては、宮城とかそれから岩手ではさんざんやって、1年間だけ1人でも訪問看護をやりましたけれども、1年間だけで即解除されたと、どうにかならないかと、そういう声もだいぶ聞いております。そういうことであれば、やはり旭市として医療特区に申請するのであれば、やはり訪問看護ステーションの、もっと誰でも看護師1人でもできるような岩盤規制を解いていただきたいと思いますよ。

それと、今中央病院も大変看護師不足で一生懸命やっていると思います。何とか足りるみたいですがけれども、このことにつきましても、外国人看護師の導入につきまして特区構想はいかがなものでしょうか、ぜひ市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、今地方創生の先行型交付金、補正予算でも近々お願いをするところでありますけれども、国から来る先行型の交付金があります。その中で中央病院を核とした地域産業、そういった部分でのにぎわい、そしてまた安全・安心な介護・看護、そういったものを全て包括した計画を今、研究したいと、そういうような状況でいるところでありますので、これからそういった部分でコンサルなどと意見交換をしながら、新たなそういった特区申請が出せるものかどうかという部分も含めて研究していきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今先ほども言いましたように、地方独法化の議案が出ておりますけれども、どこの地方独法をした地域を見ましても、事業管理者と市長が信念を持ってやればできないことはないと思うんですね。

それで、前回でも、先ほど言いましたように、たった1年で4月に委員会がオープンして、その次の3月には議題に出そうとしたじゃないですか。これだけの熱意を持っていればできないことはないと思うので、吉田事業管理者も明智市長も含めて、やるのであれば早くやっ

ていただきたいと思います。

そうでないと、旭市が医療のために、大変簡単にいうと、ほかの議員の皆様にも懸念を持っている方もたくさんあるので、そういうことを排除するためにも、やるのであればもう強烈に突き進むしかないんじゃないかと思います。ある程度の合意形成はできているわけですから、どう思いますか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、旭市の今後、そういった部分では貴重な病院であります。そういったものを含めながら、特区申請をすれば解決できるのかどうか、これはあくまで国の認可ということでありますので、特区申請に準ずるような構想ができるのかどうかという部分も含めてこれから研究していくところであります。

一足飛びに信念を持ってやればというようなことでありますけれども、国の基準である程度を決めるわけでありますので、我々が一生懸命やっても、国がここではちょっと特区は無理だよというようなことであればそれはそれまででありますので、そういった方向でなるべく旭市の将来、そういったものをあそこの病院を中心にした部分でできるのかどうかということを確認しながら研究して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先日の新聞報道によりますと、薬局の独立経営であれば、院内薬局を認める方向で政府の規制改革会議は話を進めているそうです。

先日の答弁でも、中央病院の患者様は70%が院内で処方してもらいたいと。院内というより病院外で薬をとりたいというのが本当だと思うので、その辺のことにつきましてぜひ経営の中で、今まで渡していたところがあくわけですから、それを例えば院外薬局の、調剤薬局の方にリースするとかで、患者さんの一番とりやすい、待っていても大丈夫な、雨風のかからないようなことを考えるのも経営者の考えではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、議員がお話しした規制改革のほうで、規制改革委員会でしたか、院内というか敷地内での薬局の開設を認めたらどうかというようなことが言われているということについては、新聞報道などを通じて私どもも了解しているところでございます。

けれども、実際のところ、まだそういう話があるというだけでございまして、特に今すぐ開設することはちょっと不可能でありますので、またそういうふうなものが実際に現実化された場合に、またそのスペースが実際とれるかということなど併せて検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、そのように政府が出した場合にはその辺のことも、院外薬局は10月オープンという予定でありますけれども、その前に検討ができればぜひ患者様の安心・安全のためにもそういうことはいいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2番目ですけれども、長熊の話ですけれども……

○議長（景山岩三郎） 農業はいいですか。

○17番（滑川公英） ああ、いいです。お願いしますということです。

先ほど戦略特区について課長のほうから答弁をいただきました。政府は地方分権改革ということで、自治体が求めた中央省庁の事務535件の権限移譲と規制緩和のうち6割の341件を実現するため、今国会に提出、成立させるつもりですと書いてあります。これは安倍内閣の地方創生の一環でありますから、必ずやできると思います。

東総地区唯一の生き残れる自治体であれば、このチャンスにやはり手を挙げて、ほかの地域より早く農業特区を作っていただきまして、土地についてはぜひ中央病院にも、道の駅についてもフリーハンドでできるような政策を進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英委員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 農業特区構想ということであります。

農業特区、農業を振興するための特区ということでいろいろ考えていきたいと思います。先ほど、全国で6地区行われているということでちょっと調べましたところ、いろいろな形で行われております。その中で、特区の市単独で行われているというのは6地区中3地区が市単独で行われております。そのほかは、大きな県内全域ですとか、関西圏、東京圏ですとか、そういう大きな地区でも採用されていると聞いております。

ですので、この地域、香取・海匝地域、農業が基幹産業でありますので、ちょっと大きな

地区も考えながら旭市にとって何がいいのか、旭市の農業特区について何がいいのか今後考えていきたいと、研究したいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） いろいろあるでしょうけれども、先ほど言いましたように、一番の問題は開発ができない問題なんです。窓口が凍結されているわけでしょう。実際には除外申請が通らないというのが現状なんですからね。これを通していただけるような特区申請をするというのは当たり前じゃないですか。中央病院の周りも道の駅の周りも何もできませんよ。行政がやれば別ですよ。民間ではできないですよ。

それを潰すには、やはり特区申請して通してもらい、それだけの努力をしてもらうことなんです。いや、出したから、通らないからいいよじゃないでしょう。18年ももうこれから農振を除外できないんですよ、行政がやらない限りは。こんないいかげんな話ないでしょう。市有財産の指定するわけですからね。ですから、特区申請をして、農業用地についても産業活性化のために、ないしは商売をしたい人のためにフリーハンドにするのが行政の役目じゃないですか。規制をするために行政があるわけではないでしょう。そのために安倍内閣は岩盤規制を突破しなくちゃしょうがないと、その突破の先端にいるのが特区構想ですよ。

職員の皆さんも全部分かっていると思いますよ。これはやってもらわなくちゃ駄目なんです。県会議員、国会議員を使ってでも、何としてでも、旭中央病院の周辺ないしは道の駅の周辺、そのほかに道路の周辺、126号でも広域農道でもそうですよ。ほとんどのところが全部農振ですよ。これじゃ商売にならないでしょう。これ以上の発展は見込めないですよ。それをやっていただくのが行政だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 先ほども申し上げましたように、農業特区につきましては農業を振興するための規制緩和、こちらを提案することですから、特区として農振の除外案件に対応というのはちょっと難しいというふうに捉えております。

ですので、国営大和の土地改良事業、この除外案件につきましては、転用要件を満たすと思われる案件について農振、関係法令に基づき国営事務所、土地改良に同意していただけるように協議してまいりたいと思っております。

また、特区に関しましてはいろいろ研究させていただきまして進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、農水産からお願いしたって絶対通るわけではないから、私は言っているんですよ。農林省も規制ばっかりしている、県もしているから、特区構想の中で農振除外も一つの例でしょうと。

だから、兵庫県の養父市だって、農業委員会を通さないで地方自治体がオーケーになれば農振除外もできるわけですよ。なぜほかのところでできて、多分旭市が出しても駄目だろうなんては言わないでいただきたいと思います。

それで、実際にはもう我々の年代のリタイヤが始まっていますよ。そうすると、遊休農地がどんどん増えてきます。それに対するフォローというのは何かありますか。例えば、特区の中でも皆さんが、まあ2か所の中ではありますけれども、多分これ、株式会社の農業参入も25%じゃなくて50%でもいいよと、そのような方向でないと、もう遊休農地がどんどん増えていくだけです。そんなに甘くありませんよ。これはTPPにかかわらず絶対やらなくちゃしょうがないことなんです。

ぜひそういうことで、農振除外云々よりも、とにかく農業特区を作ればその辺の中にも含まれるでしょうということをお願いしていますので、やらないことには何も始まりませんから、ぜひやるという方向で、市長いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしても、国の場で議論する問題、大きな問題であります。これは土地利用の問題、農地法の問題、法律の問題であるわけでありますので、そういった部分を果たして旭市が農振を除外するために特区を申請して、それが国として認められるのかというような部分は本当に疑問に思うわけでありますが、今、地方創生、そしてまた国土強靱化の中でやれることは精いっぱいやっていきたいと。

計画もまだできていないわけでありますので、漠然たる中央病院のところに何をつくる、何をつくるというようなことでは、そういった計画がずさんな部分であろうかと評価されると思いますので、今から十分研究をして、来年度ですか、27年度いっぱいにはそういった特区申請ができるものかどうか、しっかりと研究をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、2番目の長熊に移ります。どうもありがとうございました。

指定管理期間というのがもう1年あるわけですがけれども、せっかく旭市のよさをPRしてもらうために、努力してもらうために指定管理者にしたと思うんですよね。金額的には300万円ほど安くなっております。

でも、来てくれる人によいイメージを与えていないということであれば、例えば来年の3月までには、またこれを行政でやるのか指定管理でやるのかという話も必ず10月以降には出ると思います。そのときには、やはりもし指定管理者でやるのであれば、1,620万円で行いましたよ、でも増えましたというインセンティブを与える、逆に言えば、1,620万円やったけれども駄目だと言われたら、1,620万円、その次の年の契約を下げるとか、ペナルティとか、そういう条項を作るという方向はできないんですかね。

どんどん旭市をPRしてお客さんに来てもらえれば、契約金額より次の年にインセンティブがついて上乗せできるとか、いかがでしょうか、ぜひ検討していただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英委員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ご承知のように、指定管理につきましては、平成25年からこの施設3か年ということで、来年度で一応契約は終わります。

28年度からどうするかというのは、これは今議員から言われましたように、もう9月、10月、この段階である程度判断が必要になってくるかと思います。例えば、次期指定管理にするに当たりまして、再度募集をかけてやっていくと。これにはやはりこの秋にもう動かないと遅い、そんなことで、この指定管理の業者さんには3か年の勝負でなくて、今年の夏くらいまでどういうふうな形で人を呼び込めるか、ここが我々の評価の対象というふうに理解をしているかと思います。

そんなことで、ただ、あくまでも釣堀センター、これは市の施設でありますので、来ていただいた方がいかに満足して帰っていただくか。近年、入場者数が少なくなっているのと、ちょっとその要因をいろいろ調べながら、指定管理者にとっても魅力のあるような施設、さらに利用者にとっても魅力のあるような施設、これを来年度事業計画を業者とこれから打ち合わせしますので、その中で十分協議していきたい、そういうふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ぜひ、私の私案ですが、そういうペナルティ、インセンティブを与えるような契約のほうが、日本は資本主義の世界ですから、社会主義の世界じゃない、

ただやっっていればいいという話じゃないんですから、その辺をぜひ検討していただきたいと思ひまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

---

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時21分